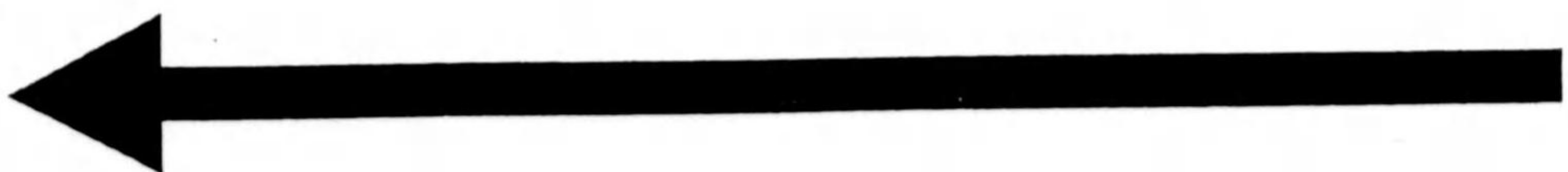


始



(代 謄 寫)

米穀資料第八號

昭和七年八月

第六十三回帝國議會會議事錄 (米穀關係)

農 林 省 米 穀 部



發行所寄贈本

本編ハ第六十三回帝國議會議事錄中米穀

問題ニ關スル事項ヲ本會議ノ分ハ速記録

ノ要點ヲ委員會ノ分ハ速記録ヲ要約シテ

蒐録シタルモノナリ





1420-261

第六十三回帝國議會事錄

(米穀關係)

目次

第一 議會日誌

第二 本會議

一 貴族院

二 衆議院

第三 豫算委員會

一 貴族院

二 衆議院

第四 法律案

一 衆議院

米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

米穀應急施設法案(政府提出)



發行所 國會館本



米穀法中改正法律案(秦豊助外二十三名提出)

米穀專賣法案(胎中楠右衛門外一名提出)

米穀專賣特別會計法案(同)

殖民地米統制法案(同)

(一) 本會議.....二〇

(二) 特別委員會.....四一

(三) 本會議.....六三

兩院協議會成案

二 貴族院

米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)

(一) 本會議.....六

(二) 特別委員會.....八三

(三) 本會議.....八六

米穀法中改正法律案(秦豊助外二十三名提出)

(一) 本會議.....九三

(二) 特別委員會.....九三

(三) 本會議.....一〇三

兩院協議會成案

三 兩院協議會

第五 法律公布

一 米穀需給調節特別會計法中改正法律

二 米穀法中改正法律

第六 請願

一 貴族院

(一) 農村救済ニ關スル件(採擇).....二七

(二) 同.....二八

(三) 同.....二九

(四) 同.....三〇

(五) 農商工業者救済ノ件(採擇).....三〇

(六) 山村住民救済ニ關スル件(採擇).....三一



二衆議院

(一) 農村救済ニ關スル請願……(採擇)……………二二  
 (二) 農村救済政策ニ關スル請願(採擇)……………二三  
 (三) 農村匡救策ニ關スル請願……(採擇)……………二三  
 (四) 山村住民救済ニ關スル請願(採擇)……………二三  
 (五) 農村應急救済策ニ關スル請願(採擇)……………二四  
 (六) 農村窮乏打破ニ關スル請願(採擇)……………二六  
 (七) 米專賣法制定ノ請願……(採擇)……………二七

第七 參考事項

- 一 率勢米價ニ關スル帝國農會ノ聲明發表 東京日日新聞
- 二 政友會案ヲ檢討ス、負債整理案ト米穀法改正案 時事新報
- 三 政府ト政友會ノ米穀對策、政府ノ米穀應急施設法案 大阪朝日新聞
- 四 政友會ノひた押、米穀案ノ經過 時事新報
- 五 再ビ妥協ヲ勸告ス、米穀法ニ就テ 京城日報
- 六 米穀法案ノ議會通過

第一 第六十三回帝國議會日誌 (米穀關係)

月日	貴族院	衆議院	備考
八、二二		米穀需給調節特別會計法中改正法律案提出(政府)	議會召集
八、二四		昭和七年度追加豫算提出	開院式
八、二五		米專賣法案 米專賣特別會計法案 植民地米統制法案 (以上三法案胎中楠右衛門外一名提出)	全國農會大會
八、二六		特別會計法中改正法律案上程 米穀法中改正法律案提出 (秦豊助外二十三名)	東京商工會議所 ハ米專賣反對聲
八、二七		特別會計法中改正法律案 特別委員會	明ヲ決議ス





八、二八  
八、二九  
八、三〇  
八、三一  
八、三二  
九、一

米穀需給調節特別會計法中改

米穀應急施設法案提出(政府)  
米穀應急施設法案  
米穀法中改正法律案  
米專賣法案  
米專賣特別會計法案  
植民地米統制法案  
右五案ハ日程ヲ變更シテ上程  
特別會計法委員會  
同  
同  
本會議  
米穀需給調節特別會計法中  
改正法律案(修正可決)  
米穀應急施設法案(否決)  
米穀法中改正法律案(修正  
可決)  
特別會計法委員會

會期三日間延長  
詔書公布  
帝國農會率勢米  
價廢止ニ關スル  
聲明書ヲ發表ス

九、二  
九、三  
九、四  
九、五  
九、七

正法律案 上程  
米穀法中改正法律案上程  
米穀需給調節特別會計法中改  
正法律案委員會  
米穀法中改正法律案委員會  
米穀需給調節特別會計法中改  
正法律案委員會  
米穀法中改正法律案委員會  
右二法律案本會議上程  
第一讀會ノ續キ  
米穀需給調節特別會計法中改  
正法律案可決  
米穀法中改正法律案修正可決  
米穀法中改正法律案(兩院協  
議會ノ結果)可決

同  
米穀法中改正法律案(兩院協  
議會ノ結果)可決

會期一日間延長  
詔書公布  
會期一日間延長  
詔書公布  
兩院協議會ヲ開  
キ米穀法中改正  
法律案ヲ付議ス  
閉院式  
法律第二十七號



米穀需給調節特別會計法中改正法律公布  
法律第三十四號  
米穀法中改正法律公布

### 第二本會議

#### 一 貴族院

昭和七年八月二十五日

○國務大臣（子爵齋藤實君）、、、、米穀ニ關シマシテハ、曩ニ米穀部ヲ農林省ニ設置シ、銳意根本方策ノ樹立ニツイテ考究ヲ重ネツツアル次第デアリマスガ、臨時施設トシマシテハ、米穀需給調節特別會計ノ借入限度ヲ増額シ、以テ米穀買入ノ資金ヲ潤澤ナラシムルト共ニ、玄米及粳ノ貯藏ヲ全國的ニ獎勵スル等ノ方法ヲ講ジ、、、

○菅澤重雄君、、、第二ニ米ノ問題デアリマス、政府ハ米穀需給調節特別會計法中改正法律案、此案ヲ御提出ニナリマシタガ、之ニ依テ農村ノ救済ノ目的ヲ達スルコトガ出來ルカドウダカ、元來米ノ買上ノ費用ハ、五千萬圓ヤ一億圓増シタトテ、決シテ從來ノ例ニ徵シマシテ何等ノ效果ハナイ、却ツテ農民ヲ永ク塗炭ノ苦シミニ置クト、斯ウ云フコトニ過ギナイノデアリマス、故ニ斯クノ如キ法案ハ、私ハ斷然撤廢シテ、サウシテ茲ニ最モ效果的ナ根本問題ヲ決シナケレバナラス、ソレニハ即チ米ノ專賣法ヲ施行スルマデニ進マナケレバナラス、由來米ノ專賣法ハ色々ナ、至難ナル問題ガアルト言ハレマスルケレドモ、今日ノ農村ノ疲弊ヲ救済シマスノニハ、是ガ第一番ニ效果ノア



ルモノデアリマシテ、何モノモ是ニ及ブ法案ハアリマセヌ、即チ一ケ年ノ産額六千萬石ト致シマシテ、假リニ一石ヲ三十圓ト致シマスレバ、十八億圓、ソコデ其半額ハ農民ノ食糧ト致シマシテ、差引イタ残り三千万石ヲ今ノ三十圓ニ見積ツタ場合ニハ、九億萬圓ニナリマス、昨年ノ政府ノ見積ツタ所ノ相場ト比較シマスト云フト四億五千萬圓ノ差ニ相違ガ生ズルノデアリマス、此四億五千萬圓ヲ年々農民ニ潤ホスコトニナリマシタナラバ、是レ以上農民ヲ潤ホス救済案ハ絶對ニ他ニアリマセヌ、故ニ私ハ此效果的デアル所ノ米ノ專賣ニ進ンデ戴キタイト云フ希望ヲ有ツテ居ル一人デアリマス、之ヲ實行シマスルニハ、種々ノ困難モアリマセウガ、決行スルトナレバ出來ナイコトデハナイ、元來米ガ安イト云ヒ高イト云フ、是ハ何ヲ標準トシテ高イト云ヒ安イト云フカ、私ハ常識ヲ以テ判斷イタシマスルノニ、日本人ノ一日ノ食糧ガ僅ニ三合、之ヲ今ノ一石三十圓ト計算シマシテモ九錢、日本人ノ一日勞働シマシテモ、僅ニ九錢ニ依リマシテ榮養價值ヲ有スルモノガ、他ニ食糧トシテアリマセウカ、珈琲一杯飲ミマシテモ十錢、パン一食ガ十錢、煙草ハ十八錢、酒ハ一合二三錢、斯ウ云フヤウナモノト彼レ此レ比較シマシテ、米ホド安イモノハ私ハ無イト斷定致シマス、故ニ此日本人ノ主食物ヲ專賣トイタシマシテ、サウシテ農民ノ生活ノ安定ヲ期スルト同時ニ、消費者ニ對シマシテモ安定ヲ與ヘルト云フコトハ緊急事デアルト考ヘルノデアリマスルガ故ニ、政府ハ米專賣ヲスル意思ガアリマスルヤ否ヤ、

○國務大臣（後藤文夫君）、、、ソレカラ米ノ專賣ヲヤル用意ガアルカドウカト云フ御尋デアリマシタ、是モ在來論ゼラレテ居リマスル大キナ問題デアリマス、今日ノ米穀法ニ依ル米穀對策ガ十分ニ行カナイト云フヤウナ憾ミガアルト云フコトハ、ソレゾレノ立場カラ論議ノアルコトデアリマス、併シナガラソレデアアルカト云ヒマシテ、直チニ非常ナ多量ノ生産物デアリ、生産者カラ見レバ幾ラデモ高ク買ツテ貰ヒタイ、消費者カラ見レバ幾ラデモ安く賣ツテ貰ヒタイト云フ此品物ニ付テ、專賣ト云フヤウナ大規模ナモノガ實行ガ可能デアルカドウカ、又實行可能ナリトシテモ實行ノ結果ガドウ運用サレテ、其趣旨ノ通りニナルカドウカ又實行スル場合ニ當ツテ幾多ノ困難ト面倒トガ非常ニ大キナモノニナラナイカドウカト云フヤウナコトニ付テ、十分ナ考究ヲ遂ゲナケレバナラヌ事柄デアリマス、政府ハ曩ニ前内閣以來ノ方針ニ依リマシテ、米穀ノ統制ニ關スル根本ノ調査ヲスルコトニナツテ居リマシテ、今調査ヲ繼續シテ居ルノデアリマス、何等カノ成案ガ得ラレマスレバ、一層現在ヨリモ進ンダ根本的ノ對策ヲ得タイト努力ハ致シテ居ルノデアリマス、其結果ニ付テ未ダ申上ゲルヤウナ時期ニハ到達シテ居リマセヌ、左様御承知ヲ願ヒタイト思ヒマス、

昭和七年八月二十七日

○勝田主計君

、、、ソレカラモウ一ツハ、ソレナ事デハイカヌ米穀法ヲ改正シテ即



チ米穀證券ヲ尙ホ一億圓餘計出シテ、是デ米ヲ買上ゲル、デ物價ノ騰貴ヲ圖ル、斯ウ云フ御施設ガアルノデアリマス、是ハ兩方トモ結構ナコトナノデ、決シテエライ御非難ヲ申ス事柄デハナイノデアリマス、唯強イテ申シマスルナラバ政府ノ放資サレル此金額ニ依ツテ、果シテ政府ガ御期待ニナツテ居ルガ如クニ、、、併シ私共ハ斯ウ考ヘテ居リマス、由來米穀法ナルモノハ、是ハ臨機ノ法制デアル、永久的ニ斯様ナモノヲ作ルト云フ……置イテ置クト云フ、サウ云フ性質ノモノデハ私ハナカラウト思フ、デ今日迄デモ米穀法ニ依テデス、確カ政府ハ二億圓バカリ損ヲナサツテ居ル、之ヲ永久的ニヤツテ行ケバ餘程エライ損ガ重ツテ來ル、性質ガ是ハ臨機的ノモノデアール、併シ政府ノ運用上已ムヲ得ズシテズツト今日マデ續イテ居ルノデアリマス、又餘リ理屈デモナイノデアリマスルガ私ハ斯ウ云フ事ヲ聞イタ、或一二ノ老農家カラ聽カサレタノデアリマスガ、百姓殊ニ大百姓、從ツテ大百姓ガ困レバ小農モ困ルト云フコトニナルノデアリマスガ、是ガ困ツテ來タ原因ハ何處ニアルカト云フト、一ツハ我々ノ國民ガ消費スル食糧ノ大宗タル此米、是ガ投機ノ目的ニナツテ居ル、取引所ガアツテ、此取引所ガ思惑ノ取引ヲヤツテ、サウシテ此米價ヲ亂高下ニサシテ居ル、是ガ一ツデデモドウカト思ウテ居ル所ガ、政府ガ臨機ノ措置トシテ米穀法ト云フモノヲ御作りニナツタ、此米穀法ナルモノガ我々カラ見ルト、此我々ハ私チヤナイデスヨ、其百姓デス、其百姓カラ見ルト、是ハ政府ガ相場ヲナサツテ居ルヤウナモノダ、ソコデ今ノ取引所ノ相場、政府

ノ相場、是ガ重ツテ斯ウ云フ米ノ相場ト云フモノハ波瀾重疊ヲ呈シテ來ル、茲ニ農民ガ困ツテ來テ居ル、大キナ百姓達ハ皆之ヲヤル、ヤツテ……素人ガヤツテサウ云フ事ニ成功ヲスル者ハナイ、デ皆是デ困ル、此大キナ者ガ困レバ矢張り下ノ小サイ百姓モ自然ニ困ツテ來ル、斯ウ云フヤウナコトニ相成ル斯ウ云フ話ヲ聞イタノデアリマスガ、是ハ尙ホ色々又研究ノ餘地ハアリマセウ、アリマセウガ大體ニ於テ私ハ要ヲ得テ居ルノデハナイカ、ソレデ今回ノ如キ臨機ノ場合ニ、從來ノ米穀法ノ運用ニ依ツテ米穀資金ヲ御増加ニ相成ルト云フヤウナコトハ、是ハ強ヒテ非難ハ致サヌ私ハ……又セナケレバナラヌカモ知レナイト思フノデアリマスガ……併シソレヨリハモウ根本ノ策ニ御立返リニナラナケレバナラヌ、根本ノ策トハ何ゾヤ、取引所ヲ公營ニスル、或ハ買占、賣惜ミノ其行爲ヲ嚴重ニ取締ル、是ガイケナケレバ尙ホ進ンデ米ノ管理、米ノ專賣、ココ迄ニ詰リ行カレナケレバイケナイ、徹底ヲサレナケレバデス、米穀法ノ運用デ以テ之ヲ糊塗シテ行カレヤウトスルコトハ、現實トシテハ已ムヲ得ナイト云フコトヲ私ハ認メマスルガ、將來ニ於テソコニ出デニナラナケレバ、決シテ是ガ安定ノ出來ルモノデハナイト私ハ思フノデアリマス、過日菅澤君ヨリシテ政府ニ米穀專賣ヲ爲スノ意思ナキヤト云フ御質問ガアリマシタ、之ニ對シテ、大變ムヅカシイコトデ一向政府ニハマダサウ云フ考ヘモシテ居ラヌト云フヤウナ……研究ハシテ居ルガサウ云フ考ヘハシテ居ラヌ、斯ウ云フ御話モアリマシタ、大體政府ノ御趣意モ分ツテ居リマスルガ併シコンナコトハモ



ウ言ツテ居レヌノデス、寧ロ政府ノ答辯トシテハ米穀ノ專賣ハイケナイ、何故イケナイ、此點ガイケナイノダ、斯ウモ言ハナケレバナラヌ時機ナシ、私共ハ餘リ米穀ノ專賣ナドニ付テハ研究ハ致シテ居リマセヌガ、大體考ヘテ見マスルト云フト、サウムヅカシイコトデナイ、是ハ又サウエライ經費ガ掛カルコトデナイ、唯ムヅカシイコトヲ言フテ率勢米價ガドウカトカ何トカ云フテ、米ノ値段ヲ決メタルコトヲ學術的ニ非難ヲスレバ色々ナコトガアリマセウ、併シ今日ノ農村ヲ救フト云フ根本政策トシテ、米ノ專賣ヲオヤリニナルト云フ政府ガ御決心デアレバ、大シタ私ハムヅカシイコトデハナイヤウナ、斯ウ感ジガスルノデアリマス、是等ノ點ニ付テ政府ハ餘リ眞剣ニ御考ヘニナツテ居ラヌヤウデアルガ取引所ノ公營トカ、專賣トカスレバ……尤モ專賣ニスレバ取引所ノ問題ハアリマセヌガ、兎ニ角根本ノ安定政策ニ付テハ毫モ御考ヘニナツテ居ラヌヤウナ私ハ感ジガ致スノデアリマス、……ソレカラ政府ハ取引所ノ公營、買占、賣惜ミニ關スル一般ノ取締ヲ嚴重ニスルカ、又ハ米穀ノ管理、或ハ米ノ專賣ヲ爲スト云フ如キ根本的ノ政策ヲ御執リニナルト云フ意思ハナイノデアリマスルカ、茲デチヨット申シテ置カナケレバナラヌノハ、此豫算ヲ拜見シマシテモ頗ル徹底シナイモノガ大分アルヤウニ思フ、ソレハ一面ニハ一億圓ノ米穀證券ヲ御増シニナツテ、米ヲ買上ゲル、斯ウ云フコトガアルカト思フト、千二百萬圓ノ開墾助成金ヲ御出シニナツテ米ノ出來ル所ヲ御作リニナル、或ハ耕地整理……米ノ出來ル所ヲドンドン御作リニナル、サウ

ナレバ米ハ下ル、所ガ一方デハ米ガ下ツテハ困ルト云ツテ一億圓増シテ米ヲ買フト云フコトヲヤツテ居ル、斯ウ云フヤウナ一例デアリマスガ、政策ノ矛盾ガ色々私ハアリハシナイカト思フノデアリマスガ、サウ云フヤウナコトニ付テモ私ハ根本ニ御考ヲ願ヒタイト思フノデアリマス、……、

○國務大臣（子爵齋藤實君）、……、尙ホ次ノ議會ニ於キマシテ根本ニ觸レマスル所ノ案ハ調査結了イタシマシタ所デ、次ノ議會ニ出スト云フ考ヲ持ツテ居リマス、例ヘバ米ノ問題ノ如キ、蠶絲ニ關シマスルコトノ如キ、ソレゾレ調査研究中デアリマス、次ノ議會マデニハ出シ得ルカト考ヘテ居リマス、……、

○國務大臣（後藤文夫君）、……、米ノ管理或ハ專賣取引所ノ公營ト云フヤウナコトニ付テ政府ハ如何ニ考ヘテ居ルカト云フ御尋ガゴザイマシタ、前内閣以來ノ方針ニ基キマシテ、先キノ臨時議會デ協賛ヲ得テ、米穀ノ根本制度ニ關スル調査ニ著手イタシテ居リマス、米ノ專賣或ハ價格ノ公定、或ハ國家管理、色々ナ方法ガ是迄モ考ヘラレテ居リマス、然ルニ是等ノ問題ハ何レモ其ノ實行ノ仕組ノ上カラ申シマシテ、又財政上或ハ國家一般ノ金融其他ニ及ボス影響カラ申シマシテモ、又生産者、消費者ノ雙方ニ及ボス影響カラ申シマシテモ、延イテハ國家社會ノ全般ニ及ボス色々ノ影響ガナカナカ重大ナ點ガアルノデアリマス、十分ナ考究ヲ遂ゲナケレバナラヌト思ツテ居リ



マス、只今折角銳意考究中デアリマス、今其結果ガドウナルデアラウカ、實行ガ出來ルト云フコトニナルカ、ナラナイカ、實行ガ出來ルトスレバドウ云フ行キ方ニナラナケレバナラナイカト云フヤウナコトニ付テ、マダ其結論ヲ確カト今申上ゲル譯ニ參リ兼ネマス、政府ハ出來ル限リ速ニ何等カノ結論ニ到達シタイト思ツテ居リマス、到達イタシマスレバ其ノ實現ヲ圖リタイト云フ積リデ居リマス、是等ノ問題ニ關聯シマシテ、又取引所ノ問題等モ考究サレナケレバナラヌコトト思ツテ居リマス、

本 會 議

昭和七年八月二十八日

○長尾元太郎君、農山村民ノ安心シ得ル極メテ明快ナル御答辯アラムコトヲ政府當局ニ御願ヒ致シテ此壇ヲ降リマス、

○政府委員（伯爵有馬頼寧君）、現在ハ米穀法ト云フモノニ依ツテ、米ノ價格ヲ調節ヲシテ居ル、數量ヲ調節ヲシテ居ル、ソレデハイケナイカラ、所謂根本策トシテ、米ノ專賣ヲヤラナケレバナラヌト、斯フ云フ風ナ意見モアルノデアリマスルガ、私共別ニ專賣ニ反對トカ賛成トカ云フコトヲ今申上ゲルノデアリマセヌガ、米穀法ニ依ツテ米ノ數量竝ニ價格ヲ調節スルト云フコト、米ヲ專賣ニスルト云フコトハ……米ヲ專賣ニスルト云フコトガ根本的デアルト云フコト

トニハナラナイヤウニ思フノデアリマス、唯其處ニ色々ナ米ニ對スル所ノ方策ガアル、米穀法ニ依ツテヤルノモアリ、又價格公定ト云フモノニ依ルノモアリ、又專賣ト云フ方法ニ依ルノモアルト云フ風ニ、方法ハ色々アリマセウケレドモ、ドレガ根本的デアリ、ドレガ根本的デナイト云フ區別デハナイト私ハ思フノデアリマス、從ツテ次ノ議會マデニ農村救済ニ關スル出來ルダケ徹底シタ策ヲ考究イタシマシテ之ヲ提出スル意思ヲ有ツテ居ルノデアリマス、

本 會 議

昭和七年九月一日

○子爵前田利定君、其御言葉ノ中ニ當議會ニ提出致シタノハ應急策デアルノデアアル、根本問題ニハ觸レテ居ラヌノデアアル、米穀ニ對スル對策ノ如キモノデアリマス、米穀ノ對策ニ付キマシテハ色々ノ方面ヨリ大事ナ事柄ガゴザイマセウガ、其中ノ假令一ツデモ二ツデモ茲ニ根本的ナ解決策ガ樹チマシタラバ惟フニ米價ハ必ズ騰ルノデアリマセウ、農産物ノ騰貴ト云フコトガ如何ニ此農村ニ及ボス影響ハ政府ノ御唱ヘニナツテ居ル所ノ應急策、即チ土木事業費等ニ比ベテ見マシテ遙カニ效果的デアリ、遙カニ普遍的デアルト思フノデアリマス、是ハ主ニ農相ニ對スル部分デアリマスガ、米穀統制ニ就テ、米穀統制案ハ如何ナル時期ニ提案セラルル政府ノ心構ナルヤ、



○國務大臣（後藤文夫君）、、、、第一ニ米穀統制ノ案ハ如何ナル時期ニ提案セラルル政府ノ心構ヘデアアルカ、米穀法ニ代ルベキ米穀政策ノ根本ニ關スル企ハ、色々是マデ論議ヲセラレテ居リマス、何レモ非常ナ重要ナ、廣汎ナ、精密ナ組織ヲ要スル問題デアリマス、如何ナル案ガ現在ノ米穀法ニ代ツテ成立サルベキカト云フコトニ付テハ、先般モ此議場デ御答申上ゲマシタヤウニ、當局ニ於テ折角今調査中デアリマス、、、、現在ノ米穀法ニ代ルベキ更ニ有力ナ良キ案ガ得ラレルナラバ、成ルベク速ニ議會ニ提出イタシタイト考ヘテ居リマス、若シ出來マスレバ來ルベキ通常議會ニモ提案イタシタイト積リデ努力シテ、研究ヲ進メタイト考ヘデ居リマス、、、、

昭和七年八月二十七日

○土井權大君（負債整理組合中央金庫法案説明中）、、、、米ニ致シテハ今日ノ不完全ナル此率勢米價ト云フモノヲ今尙ホ固ク守ツテ、此率勢米價ヨリ二割下リシ場合ニ非ザレバ米ヲ買上ゲナイ——下リシ場合ニ非ザレバ米ヲ買上ゲナイ、所ガ此率勢米價ト云フモノハ、生産費ヲ償ヒ得ラレルヤ否ヤ、是デスラ疑問ノ率勢米價デアル、ソレ以下ノ二割ニ非ザレバ買上ゲナイ、斯様ナ法律ノ下ニ、所謂米穀買入ノ資金ヲ幾ラ殖シタ所ガ、唯畫ニ書イタ調デ、チヨロマカスガ如キコトデアツテ、何等效果ガナイ、、、、吾々ハ米ノ價ヲ維持致サウト致シテモ、社會政策ノ見地ヨリシテ、生産者ニハ生産費ヲ償ヒ、消費者ニハ生活安定ノ策ヲ樹テル、所謂理想カラ言フ

二 衆議院

昭和七年八月三十一日

○豫算決議ニ對スル附帶決議及希望條項左ノ如シ

附帶決議

- 一 政府ガ本追加豫算ノ編成ニ當リ三箇年計畫ヲ以テシタルハ前議會ニ於ケル本院決議ノ精神ニ副ハザルコト甚シ宜シク二箇年計畫ニ改訂シテ其ノ徹底ヲ期スベシ
- 一 本追加豫算ハ運用上特ニ意ヲ用ヒ必ズ本年内ニ之ガ實施ヲ期スベシ
- 希望條項（民政黨）
- 一 中小商工業對策ハ不十分ナル嫌アリ政府ハ更ニ適切有效ナル對策ヲ講ズベシ
- 二 政府ハ農漁山村ノ小産者ニ對スル小額無擔保貸付ノ途ヲ拓キ其ノ更生ニ資スベシ
- 三 政府ハ速ニ爲替安定ニ必要ナル處置ヲ採ルベシ



四 内務省ノ農村振興土木事業、農林省ノ農業土木事業ノ施行ニ當リテハ政府ハ特ニ事務ヲ簡便ニ運ビ取扱ヲ迅速ニシ其事業ガ速ニ行ハレテ農村救済ノ本旨ニ副フ様最善ノ注意ヲ拂フベシ

昭和七年九月三日

○國務大臣（後藤文夫君） 只今砂田君カラ貴族院ニ於ケル上山議員ノ質問ニ關聯シテ御尋ネノアリマシタニ點ニ御答ヲ致シマス

第一點デアル過去ニ於ケル米穀法ノ運用ニ依ル米ノ買上ガ、選舉ニ利用セラレタ、或ハサウ云フヤウナ豫想ガセラル、ト云フヤウナコトニ付テドウ考ヘルカ、私ハ過去ノ歴代ノ政府ガ米穀法ニ依ツテ米ノ買上ヲ致ストキハ、相當ナ理由ガアツテ致シタノデアル選舉ニ利用サレタト云フヤウナ推測ハ、持ツテ居リマセヌ

第二ノ米ノ價ヲ時價デア買ハズニ勝手ナ値段デア買ウタ、サウ云フコトモ過去ニ於テナイト思ツテ居リマス

### 第三 豫算委員會

#### 一 貴族院（第二回）

昭和七年九月二日

○三井清一郎君 率勢米價ヲ廢止スルノ意思ナキヤ

○後藤農林大臣 根本問題ヲ決スル迄ハ今ノ米穀法ノ基本トイフモノヲ動カシタクナイ

#### 二 衆議院（第二回）

昭和七年八月二十六日

○若宮委員 米穀需給調節特別會計法中借入限度一億圓増加ハ如何ナル根據ニ依ルヤ又之ニ依リ如何ナル方法ヲ以テ米價ノ安定ヲ期セントスルヤ

○後藤農林大臣 本年ノ出來秋ニ備フル爲一億圓ヲ要ス、尙叔貯藏ノ獎勵等ヲナシ米價ノ安定ヲ期セントス

○若宮委員 米穀資金ノ借入餘力幾何ナルヤ假リニ五六千萬圓トスレバ合計一億五六千萬圓ヲ以テ非常時對策準備トシテ間違ヒナキ確信アリヤ尙農作ヲ豫想セラル時ニ當リ臺灣米ノ移入ニ關スル對策アリヤ

○農林大臣 臺灣米對策ニ付近ク審議ヲ請フコトニシタシ

○若宮委員 米穀法改正ノ際吾々ハ率勢米價ノ不可ナルコトヲ痛論シタルガ改正後ニ於ケル運用ノ實績ニ微スレバ率勢米價ハ實情ニ適合セザルモノト考ヘラル、假令米穀資金ヲ増額スルモ斯ル不當ナ



ル規定ヲ米穀法中ニ有シテ置ク以上ハ其ノ運用ヲ妨ゲラレテ何等調節ノ效果ヲ擧ゲ得ザルニ至ルベシ、故ニ政府ハ現行米穀法ヲ直ニ改正スル意圖アルヤ否ヤ

○後藤農林大臣 政府ハ只今其ノ點ニ付テ直ニ米穀法ヲ改正スベキデアルト云ウヤウナ結論ニハ達シ居ラズ、今ノ米穀法ヲ今ノ若宮君ノ御話ノ様ナ點ニ付テ直ニ改正シナケレバ米穀ノ價格ノ安定ヲ圖ル上ニ非常ニ不便ナルヤ否ヤト云フ點ニ付テ未ダ今直ニ結論ニ達スル譯ニハ行兼ネル次第ナリ

○若宮委員 其ノ點ハ意見ノ相違ニシテ、米穀法改正以後ニ於ケル運用ノ實際ガ如何ナリシカ、又今基準價格ニ照ラシ米價ガ幾何迄下落シタ場合ニ於テ買出動ヲナシ得ルヤ此ノ規定ノ存スル限り如何ナル準備ヲナスモ效ナカルベシ尙國民ノ一部ニハ飢ヲ凌グベキ食糧ニ窮スルモノアルニ現行米穀法ニ於テハ無償或ハ低廉ニ政府米ヲ斯ル場合ニ給與スベキ所ノ處分ヲ妨グル如キ規定存シ而モ一面ニ於テハ不當ニ廉イ價格ヲ以テ之ヲ外國ニ投賣シタル如キ事實モアリ、政府ハ是等ノ事實ニ鑑ミ實際非常ナル場合ニ於テ政府ノ貯藏米ヲ無償又ハ低廉ニ之ヲ給與シ若クハ現品ノ貸付ヲ爲シ得ル様改正スルノ意アリヤ否ヤ

○後藤農林大臣 米穀法運用ノ爲ニ有スル米穀ハ此ノ運用ヲ主眼トシテ取扱フベキモノナリ、尤モ整理米ハ可ナリ廉價ニ拂下グルコトヲ得、然レドモ矢張り運用ノ範圍ヲ逸スルコトヲ得ザルナリ、無償配給又ハ特別廉價ノ如キハ所謂社會施設トシテ行ハルベキモノニシテ此ノ社會施設ガ特別會計ノ

有スル所ノ幸ニ頗ル安ク拂下ゲラル、米ヲ利用シ得ルナラバ其ノ利用ノ出來ル限りノ便利ヲ圖リツ、アリ、只今直ニ米穀法ノ米自體ガ直接ニ御話ノ如キ手續ノ改正ヲ要セズ、又サウデナク行クコトモ寧ろ適當ナラズヤト考ヘラル

○若宮委員 立法ノ目的ハ必ズシモ一事項ニ限定セベキモノニアラズ二以上ノ目的ヲ併有スルノ例モアリ又決シテ差支ナシ、元來米穀法ハ廣義ニ於ケル社會施設ノ一ツナリ、米ノ無償配付及現品貸付ヲ爲シ得ベク法律改正ノ必要ヲ認ムルヤ否ヤガ質問ノ要旨ナリ

○後藤農林大臣 地方ノ實情ニ應ジ今日ニテモ救助米ノ施與、米ノ廉價拂下等ノ處理ヲ執リツ、アリ

#### 第四回

昭和七年八月二十七日

○若宮委員 米ニ關スル根本ノ方策、統制方針決定ニ關スル政府ノ考如何

○齋藤總理大臣 米穀ノ根本方策ニ付テハ、豫定ハ二年ト云フコトデアリマシタケレドモ、私共ト致シマシテハ一日モ早ク其結果ヲ見タイト云フ考ヲ持チマシテ、主務大臣ニ話ヲ致シテ居ルヤウナ次第デアリマス、出來得ル限り速ニ、先ヅ研究ノ結果ヲ以テ議會ニマデ持出スヤウニナリタイト考ヘテ居リマス







更ニ第二ノ點デアリマス、現在ノ米穀法ニ依リマスルト、率勢米價ヲ基準ト致シマシテ、之ニ基イテ米ノ買上若クハ賣却ヲ致スノデアリマス、然ルニ率勢米價ニ依リマスナラバ、私ガ今茲ニ諄々シク申上ゲル迄モナク、全農村ハ非常ナ壓迫ヲ受ケルコトハ申ス迄モナイノデアリマス、現在ノ率勢米價、即チ二十圓何ガシノ價格ヲ以テ何人モ現在ノ農村ガ安ジテ生活ヲ確立スルコトノ出來ル公正ナル米價ナリト信ズル者ハナイノデアリマス、然ルニ此點ニハ何等觸レズシテ、率勢米價ノ改正ヲセズシテ、單ニ米ノ買上資金デアアル米穀法ノ借入限度ヲ擴張シテ、何處ニ農村ガ救済セラレマセウカ、眞ニ米價ヲ引上ゲテ農村ヲ救済セントセルナラバ、須ク率勢米價ヲ撤廢シテ、率勢米價ニ依ル所ノ現行米穀法ノ根本ヲ改正シテ、然ル後ニ借入限度ノ擴張ヲセナケレバナラヌト信ズル者デアリマス

更ニ第三點ト致シマシテ、政府ハ現行米穀法ニ基ク單ナル借入限度ノ擴張ヲ以テ、此難局ニ對セントセラレルナラバ、米價ハ何程ヲ以テ妥當ナリト御考ニナルカ、即チ現在ノ農村救済ヲ建直スノニ、ドノ位ノ米價ヲ以テ最モ適當ナリト御考ニナルカ、更ニ碎イテ申シマスナラバ、今回ノ一億圓ノ限度擴張ヲ爲サレマシタル其資金ヲ以テ、米ノ値段ヲドノ程度ニ安定セシメヤウト爲サルノデアリマスカ此點ニ對スル明確ナル御答辯ヲ御願スル次第デアリマス

○國務大臣（後藤文夫君） 米ノ專賣ノ制度ヲ何故早クヤラナイカ、米穀需給特別會計ノ資金ダケヲ

増加シタノデハシヨウガナイデヤナイカト云フ御尋ガ第一デアツタヤウデアリマス（成ベク御高聲ニ）ト呼ブ者アリ）米ノ專賣ノ制度ハ多年論議セラレテ居ル所デアリマス、吾々モ此前ノ臨時議會ニ、前内閣以來ノ方針ニ依リマシテ米穀法ヲ設置シテ米ノ根本對策ノ研究ヲ致スコトニナツテ居マス、折角今研究ヲ續ケテ居リマス、唯米ノ專賣ト云フコトハ、非常ニ大キナ問題デアリマス、是ハ單リ米ノ價格ノ問題ニ止ラズシテ、日本ノ國家社會ノ全般ニ及ボス影響ガ頗ル大キイコトデアリマス、餘程慎重ニ考慮シタ後デナケレバ、其可否ヲ斷ズルコトガ出來ナイト思ヒマス、其外專賣ニ至ラザル他ノ徹底的ナ或種ノ制度ニ付キマシテモ、相當ニ考究ヲシテ、其仕組ヲ考ヘタ後ニ、其運用ガドウ行クカト云フコトヲ見極メナケレバ、容易ニ之ヲ實行シテ宜シイト云フ結論ニハ達シ兼ヘルノデアリマス、左様ナ次第デ、其根本策ヲ此議會ニハ提出ヲ致サナカツタ譯デアリマス、現在ノ米穀法ノ率勢米價デハ、米ノ値ヲ十分ニ吊上ゲルト云フ譯ニハ行カヌデハナイカ、其通りデアリマス、率勢米價ハ特ニ米ノ値ヲ吊上ゲルト云フヤウニ出來テ居リマセヌ、米ノ値ノ餘リ酷ク下ルコトヲ防ギ、又米ノ値ノ餘リ高クナリ過ギルコトヲ防グ、米ノ値段ヲシテ成ベク安定シタ所ニ維持シヨウト云フコトニナツテ居ルノデアリマス、此率勢米價ニ付キマシテハ、尙ホ生産費竝ニ生計費ヲ加味シテヤルト云フコトガ本則ニナツテ居リマスルガ、當分ノ間ハヤラナイコトニナツテ居リマス、折角生産費、生計費ノ調査ヲモ進メテ居リマス、是ガ果シテ率勢米價ノ基準ノ價格ニ加味スルコト



ノ出來ルモノヲ得ラル、カドウカハ、マダ出來上ツテ見ナケレバ分リマセヌガ是等ノモノヲ加味シテ、此率勢米價ト云フモノヲ本當ニ働カシテ見テ、尙ホ其運用ガ實情ニ適セザルヤ否ヤト云フコトヲ判斷スルニハ、マダ今日其時機ニ達シテ居ラヌト思ツテ居ルノデアリマス  
ソレカラ第三ニ、米價ハ一體何程デアレバ適當デアルノカト云フ御話デアリマシタガ、一般ノ物價、其他色々ノ關係ヲ考慮シナケレバ、米價ガ幾ラガ適當デアルト云フ數字のノ話ハ、容易ニ斷ズルコトノ出來ナイ事柄デアルト考ヘテ居リマス

○河野一郎君 只今私ハ率勢米價ニ依テハ農民ハ救ハレルコトガ出來ナイト云フコトヲ斷定的ニ申上ゲタノデアリマス、然ルニ農林大臣ハ率勢米價ヲ以テ現下ノ米穀對策ハ妥當ナリト云フヤウナ御答辯ニナリマシタガ、是ハ恐ラク農林大臣ガ民政黨内閣時代ニ決定セラレマシタル此現行米穀法ニ因ハレテ、サウ云フ御考ヲ御持チニナツテ居ルノデナイカト私ハ信ズルノデアリマス、若シ農林大臣ガ果シテ現行米穀法ヲ以テ現在ノ米穀對策ガ確立スルコトガ出來、完全ニ米穀對策ヲ實行スルコトガ出來ルト云フ信念ヲ御持チデアラナラバ、明確ニ此壇上ヨリ全農民ニ御傳ヘテ願ヒタイノデアリマス、吾々ハサウ云フコトヲ農林大臣ガ御傳ヘニナルナラバ、斷ジテ農林大臣ニ反對ヲシナケレバナラヌノデアリマス、此點明確ニ御答辯ヲ願ヒマス

○國務大臣（後藤文夫君） 先程申上ゲマシタヤウニ、率勢米價ニ付キマシテハ、尙ホ之ニ加ヘテ考フベキ生産費、生計費ト云フ問題ガ殘ツテ居リマス、之ヲ加ヘタ上デ尙且只今ノ率勢米價ノ立方ガ米穀ノ需要ニ應ジテ適正ナ價格ヲ保タシメルノニ不足デアルカドウカ（不足ダ）ト呼ブ者アリト云フコトヲ考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、吾々ガ今日憂ヘテ居リマスル所ハ、只今ノ米價ト云フコトヨリモ、此出來秋ノ米價ノ問題デアリマス、生産費等ノ調査ハ出來秋前ニハ凡ソ見當ガ付クコトニナツテ居リマス、其時ニ此問題ヲ考ヘテ見タイト思ツテ居ルノデアリマス、

○栗原彦三郎君 、、、次ニ御伺申シタイノハ、只今米價問題ニ付テ十分ニ同僚諸君カラ御尋ガアリマシタガ、私ノ更ニ御伺申上ゲタイノハ、只今農林大臣ハ、秋頃ニナルマデニハ相當ニ考ガ著クダラウト云フヤウナ御答辯ヲナサレテ居リマシタガ、最早出來秋ハ直グ近付イテ來テ居リマス、アナタガ御考ニナツテ居ル其間ニ、全國的豊作ニ依リマシテ米ハ下ル一方デアリマス、朝鮮モ先日來早ノ害ニ依テ多少減收スルノデハナイカト云フヤウニ云ハレテ居リマシタガ、吾々ノ接受致シテ居リマスル報告ニ依リマス、相當豊作デアルト云フ、臺灣モ其通りデアリマス、又滿洲米モ相當ニ出來ルノデアリマスルガ、アナタハ今色々コトヲ考ヘテ居ルト云フコトデ、今日只今此臨時議會ニ一切ノ法案ヲ御出シニナラナイデ、唯考ヘテ居ラレタバカリデ、此出來秋ニ對シテアナタノ抱負經綸ヲ實行スルコトガ出來マスカ、是レ私ガアナタニ伺ハントスル所ノコトデアリマス

○國務大臣（子爵齋藤實君） 、、、或ハ又米ノ問題デアリマス、トカ云フコトニ付キマシテハ、



昨日來主管大臣ヨリモ申述ベテ居リマスル通、將來ニ互ル根本策ニ付テ、是等ハ銳意研究致シマシテ調査ノ出來次第、速ニ成案ヲ以テ御協賛ヲ仰グ考デ居リマス

○國務大臣（後藤文夫君）、、、、次ニ米ノコトニ付テ色々考ヘテ居ルト云フガ、此出來秋ヲ控ヘテ、考ヘテバカリ居ツテモ仕様ガナイデハナイカト云フ御尋デアリマスガ、考ヘテ居ルト申シマスルノハ、根本策ノコトデアリマス、出來秋ニ付テノ事柄ハ、豫算其他デ御協賛ヲ仰グヤウニ提出シテ居リマスルシ、昨日來モ説明シマシヤウニ、相當ノ措置ヲ以テ之ニ對應セント考ヘテ居ル譯デアリマス

○二十七名ノ委員ニ付託ス

昭和七年八月二十七日

米穀應急施設法案(政府提出)第一讀會

米穀應急施設法案

米穀應急施設法

第一條 政府ハ米穀法ニ依リ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

第二條 政府ハ米穀ノ出廻數量ヲ調節スル爲道府縣ガ米穀貯藏助成施設ヲ行フ場合ニ於テ必要アリ

ト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ金額及交付ノ年度ニ付テハ帝國議會ノ協賛ヲ經ベシ

第三條 政府ハ朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ月別平均ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

前項ノ買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第四條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法ハ昭和九年十月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス但シ第二條ノ規定ハ昭和十年三月三十一日迄其ノ效力ヲ有ス

第三條ノ規定ニ依リ買入レタル米穀ニ付テハ昭和九年十月三十一日後ト雖モ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

本法ニ依ル米穀ノ貸付竝ニ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム



米穀需給調節特別會計法第四條ノ三ニ定ムル最高金額ハ昭和九年度末迄ハ四億八千萬圓トス

○國務大臣（後藤文夫君）政府ハ既ニ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ヲ提出致シマシテ、其御審議ヲ願ツテ居ルノデアリマス、尙今後ノ米穀事情ニ應ズル臨機ノ施設ト致シマシテ、更ニ茲ニ米穀應急施設法案ヲ提出スルコト、致シマシタ、其要旨ト致シマスル所ハ、先ヅ朝鮮米、臺灣米ノ内地移入ヲ調節致シマスコトニシマシテ、出廻期ノ内地ノ米穀需給關係ノ壓迫ノ緩和ヲ計ラウトスルノデアリマス、ソレガ爲ニ朝鮮米、臺灣米ノ買受、賣渡等ヲ爲シ得ルコト、致シマシテ、之ニ必要ナル經費ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシメテ、其借入限度ヲ昭和九年度末迄ニ更ニ三千万圓ヲ増額スルコト、致シマタタ、次ニ右ト同時ニ内地米ガ出來秋ニ於テ、一時ニ市場ニ出廻ルコトヲ防グ爲ニ、道府縣ノ米穀貯藏助成施設ニ對シマシテ、相當ノ獎勵金ヲ交付スルノ途ヲ樹テタノデアリマス、尙ホ是等ノコトニ關シマシテ、粟ノ輸入税ニ付テモ、特別ノ必要アル場合ニ於テハ、勅令ヲ以テ期間ヲ指定シテサウシテ是ガ増減免除ヲ爲シ得ルコト、致シマシタ、尙ホ政府ハ必要ノアリマス時ニハ、其所有米ノ買換ニ代ヘマシテ、米穀ヲ道府縣ニ貸付クルコトヲ得ルノ途ヲ開クコトニシタノデアリマス、以上大要デアリマス、何卒御審議ノ上速ニ御協賛アランコトヲ願ヒマス

○右ハ政府提出、米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ委員ニ併セ付託ス

○右ハ昭和七年八月三十一日衆議院本會議ニ於テ否決ス

○八月三十一日否決シタル米穀應急施設法案ハ即日更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奏請シ同時ニ否決ノ旨ヲ貴族院ニ通知セリ

○衆議院ニテ否決

昭和七年八月二十七日

米穀法中改正法律案(秦豐助君外二十三名提出)第一讀會

米穀法中改正法律案

米穀法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アリト認ムルトキハ市町村ニ對シ其ノ貯藏ニ係ル米穀ヲ有償若ハ無償ニテ交付シ又ハ一定ノ期間ヲ限リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第四條 削除

第五條 削除

昭和六年法律第三十一號附則第二項ヲ削ル

附則

政府ハ當分ノ内本法ニ依リ朝鮮及臺灣ニ於テ各其ノ地ノ産米ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ



○若宮貞夫君、、、、、農村ノ主要産物、其ノ主要産物ノ最モ重要ナル所ノモノハ米デア  
ル、農村ノ生活ヲ維持スル所ノ根幹トナルベキモノハ米デア、、、、、政府ハ既ニ米  
穀資金一億圓ヲ増加スルト云フ所ノ案ヲ提出セラレテ居ル、又只今農林大臣ノ説明ヲ承リマス、  
追駈ケテ米穀應急施設法案ト云フモノヲ提出セラレテ居ルヤウデアリマス、、、、、  
全般ヲ通ジ此重要問題ニ對スル政府ノ考ハ、米穀資金一億圓、或ハ是ハ少シ増加スルノカ存ジマセ  
ヌガ、今マデ吾々ノ知ル限りニ於テハ一億圓ノ米穀資金ヲ増加シテ、之ニ依テ應急對策ノ全部ニシ  
ヨウト云フコトガ政府ノ法案デアラシク吾々ニハ見受ケラレルノデアリマス、、、、、  
、、、、唯政府ガ只今マデ考ヘテ居ラレルヤウナヤリ方デ果シテ應急對策トシテ相當ナル効果ヲ舉  
ゲルコトガ出來ルデアラウカ否カ、吾々ノ見ル所ヲ以テスルト、米穀法其ノモノニ手ヲ著ケルニ非  
ザレバ、如何ニ米穀資金ヲ増加シテモ少シモ其ノ效果ヲ舉ゲルコトガ出來ナイト私共ハ考ヘテ居ル  
ノデアリマス、如何トナレバ諸君モ御承知ノ通り、米穀法ソレ自體ガ、自分ノ運用、自分ノ活動ヲ  
妨グベキ極メテ重大ナル缺點ヲ有ツテ居ルガ故デアリマス  
、、、、然ラバ、、、、米穀法自體ガ有ツテ居ル缺點トハ何デアアル、先ヅ其ノ第一ハ所謂  
率勢米價ニ關スル規定デアリマス、曩ニ本法ヲ改正シテ此率勢米價ニ關スル規定ヲ挿入セラレヤウ

トシタ場合ニ當リマシテ、其極メテ不當デアツテ極メテ不可ナルモノデアルト云フ所以ハ、吾々カ  
ラシテ十分ニ論議ヲ盡シタ點デアアル、議論ハ既ニ盡キテ居ル、然ラバ其ノ實施ノ結果ハ如何デアアル  
ノカ、果シテ誠ニ不都合千萬ナモノデアツタコトハ諸君ガヨク御承知ノ通りデアアル、、、、、  
、、、、中央市場ニ於ケル相場ガ、一石十六圓何ガシト云フモノデナケレバ、此米穀法ガ發動シ能ハ  
ズ效果ヲ生ジ能ハズト云フ其苦イ經驗ハ、我ガ農民ハ皆嘗メサセラレタ所デアアル(拍手「ヒヤヒヤ」)  
此妨害物ヲ取去ツテシマハナケレバ何程米穀資金ヲ増加シテ見タ所デ、決シテ效果ハ舉リ得ルモノ  
デアアリマセヌ、先程廣瀬德藏君デアリマシタカ、誠ニ適切ナル例ヲ仰シヤツタ、私一應之ヲ拜借  
シテ見タイ、廣瀬君ノ言ハレタ通り、恰モ盡ニ書イタ餅ト同ジデアツテ、米穀資金ヲ増シテ見マシ  
タ所デ、今ノ率勢米價ナルモノヲ存續シテ置ク限リハ、肝腎ナ時ニ是ガ働クコトガ出來ナイノデア  
リマスカラ、廣瀬君ノ譬ニ言ハレタ通り、要スルニ所謂盡ニ書イタ餅ノ類ニ陥ツテ、農民ハ唯絶望  
ニ陥ルト云フコトダケハ誠ニ明瞭ナ事實デアリマス、最早此ノ點ニ付テハ議論ノ時代ヲ經過シテ、  
吾々ハ此ノ苦キ經驗ヲ繰リ返スコトハ御免ヲ蒙ラナケレバナリマセヌ、故ニ吾々ト致シテハ、此機  
會ニ於テ米穀法中、即チ米穀法ノ運用ヲ阻害スル所ノ率勢米價ナルモノヲ此法律ノ中ヨリ除去シテ  
シマフト云フコトヲ、私ハ必要ト存ズルノデアリマス  
次ニ米穀法中ノ一ノ重大ナル缺陷ト思ハレルコトハ、此法律ガ力ヲ朝鮮竝ニ臺灣米ニ及ボスコトガ







第一條 政府ハ米ノ專賣權ヲ有ス

朝鮮米及臺灣米ノ移入及再移出、外國米ノ輸入並内地米ノ輸出及移出ハ政府ノ專賣權ニ屬ス

第二條 政府ハ農家ノ自家用消費量ヲ除キタル殘餘ノ米ヲ市町村ヲ一區域トスル米納入者組合ヲシ

テ政府ニ納入セシムルモノトス

第三條 政府ハ收納シタル米ニ對シ其ノ代價トシテ米穀證券ヲ發行シテ之ヲ納入者ニ交付ス

第四條 納入米ニ對シテ政府ノ交付スベキ代價價格ハ米等級鑑定人ヲシテ鑑定セシメ之ヲ全國標準價格及格付表ニ照シテ決定ス

前項ノ鑑定ニ對シテ不服アル場合ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米納入者組合又ハ納入者ヨリ再鑑定ヲ請求スルコトヲ得

第五條 政府ハ米穀評議員會ノ審議ヲ經テ毎年一回全國標準價格及格付表ヲ改定公示スルモノトス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ臨時之ガ變更ヲ爲スコトヲ得

第六條 米穀證券ハ之ヲ公租公課ノ納入ニ代用スルコトヲ得

第七條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ米ノ賣拂代金ヲ以テ米穀證券ヲ償還スルコトヲ要ス

第八條 米ハ政府又ハ政府ノ指定シタル米元賣捌人若ハ米小賣人ニ非ザレバ之ヲ販賣スルコトヲ得ズ



米ノ販賣ニ關スル規定ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第九條 政府ハ米穀評議員會ノ審議ヲ經テ毎年一回白米小賣價格ヲ改定公示ス

特別ノ必要アル場合ニ於テハ臨時之ガ變更ヲ爲スコトヲ得

第十條 政府又ハ政府ノ指定シタル者ニ非ザレバ米ノ精白ヲ爲スコトヲ得ズ但シ農家ノ自家用米ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 米元賣捌人及米小賣人ハ政府ノ定メタル價格ヲ以テスルニ非ザレバ米ノ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ

第十二條 政府ハ米穀評議員會ノ審議ヲ經テ米ノ廉賣又ハ無償交付ヲ爲スコトヲ得

第十三條 米專賣ノ機關トシテ政府ハ中央ニ米專賣局各道府縣ニ支局ヲ置キ命令ノ定ムル所ニ依リ米ノ検査、收納、精白、賣捌、移入移出、輸入輸出、其ノ他米專賣ニ關スル事務ヲ掌理セシム

第十四條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ十圓以上五百圓以下ノ罰金ニ處シ其ノ犯罪ニ係ル米ハ之ヲ沒收ス既ニ讓渡シ又ハ消費シタルトキハ第九條ノ賣渡定價ニ相當スル金額ヲ追徴ス

一 第八條第一項、第十條及第十一條ノ規定ニ違反シタル者

二 許可ヲ受ケズシテ朝鮮米、臺灣米又ハ外國米ヲ移輸入シ又ハ内地米ヲ移輸出シタル者

附則



- 第十五條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
- 第十六條 米穀法、米穀需給調節特別會計法ハ之ヲ廢止ス
- 第十七條 米穀取引所ハ之ヲ廢止ス
- 第十八條 本法ノ實施ニ依リ業務ヲ失フ者ニ對シテハ政府之ヲ補償ス  
補償ハ交付公債ヲ以テ之ヲ行フモノトス
- 第十九條 政府ハ補償委員會ヲ設ケ補償額ヲ決定スルモノトス
- 第二十條 政府ハ米ノ專賣ニ因リ利益ヲ收ムルコトヲ得ズ  
年度ノ決算ニ於テ剩餘金ヲ生ジタル場合ニ於テハ米專賣特別會計法ノ定ムル所ニ依リ之ヲ處分ス  
ルモノトス

米專賣特別會計法案

米專賣特別會計法

- 第一條 米專賣ノ會計ハ之ヲ特別トシ其ノ歲入ヲ以テ其ノ歲出ニ充ツ
- 第二條 本會計ニ於テハ借入金、米賣拂代金及附屬雜收入ヲ以テ歲入トシ米穀證券及借入金ノ償還  
金及利子、米ノ加工貯藏及運搬ニ關スル諸費、事務取扱費並附屬諸費ヲ以テ其ノ歲出ト爲ス
- 第三條 本會計ニ屬スル經費ヲ支辨スル爲必要アルトキハ政府ハ本會計ノ負擔ニ於テ借入金ヲ爲ス

コトヲ得

- 第四條 米穀ノ收納代金ハ本法施行地外ヨリ直接ニ買入ルル場合ヲ除クノ外三月内ニ償還スベキ證  
券ヲ以テ其ノ額面金額ニ依リ之ヲ交付ス  
前項ノ證券ハ無記名トス
- 第五條 本會計ノ決算上不足ヲ生ジタルトキハ剩餘金、積立金又ハ借入金ヲ以テ之ヲ補填スベシ
- 第六條 本會計ノ決算上剩餘ヲ生ジタルトキハ前條ノ償却ニ充テ殘餘アルトキハ之ヲ翌年度ノ歲入  
ニ繰入ルベシ
- 第七條 政府ハ毎年本會計ノ歲入歲出豫算ヲ調製シ歲入歲出ノ總豫算ト共ニ帝國議會ニ提出スベシ
- 第八條 本會計ノ收入支出ニ關スル規定ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

植民地米統制法

植民地米統制法

- 第一條 政府又ハ政府ノ許可ヲ受タケル者ニ非ザレバ朝鮮及臺灣ヨリ米又ハ粳ノ移入ヲ爲スコトヲ  
得ズ











七、八、二八日

○後藤農林大臣 道府縣ガ市町村、農會、産業組合等ニ對シテ米ヲ貸付クル場合ニ於テ政府ガ道府縣ニ米ヲ貸與シ新米出廻期ニ於テ貸付料等ヲ徴セズシテ返還セシムルコトトシタシ、第二米穀貯藏ノ獎勵、第三朝鮮米、臺灣米ノ買入、第四粟ノ關稅等臨時應急ノ施設ヲナセリ

○東委員長 米穀需給調節特別會計法中改正法律案、米穀應急施設法案、米穀法中改正法律案ノ三案ヲ一括審議シタシ

○胎中委員 專賣法案ハ如何

○東委員長 質問ハ總テ關聯セルヲ以テ差支ナシ

○河野委員 臺灣米、外米及内地米ノ出廻期ノ關係如何

○河野委員 臺灣米ノ買上ハ月々ニ行フヤ或ハ初メヨリ大體方針ヲ決メテ買入ルルヤ買入ノ數量如何

○長瀨政府委員 大體ハ月々平均以上ノモノヲ月々ニ買入ルル方針ニシタシ

○河野委員 米穀事情トハ内地ノ事情ナルヤ臺灣ノ事情ナルヤ

○長瀨政府委員 兩方ノ事情ナルモ第一回ノ事情ヲ參酌スルノ要アリ

○河野委員 値段ノ高イト云フ基礎ハ何レニ在リヤ

○長瀨政府委員 朝鮮ノ時價ニ依テ大體月々ノ出來ノ過剩ノ部分ヲ買上ル積リナリ

○出井委員 政府米ヲ海外ニ投賣シタルアル噂ガ事實ナリヤ、其數量及價格等如何

○長瀨政府委員 投賣ノ事實ナシ、昭和五年以來海外賣却ヲ行ヒ以テ日本米ノ紹介上利スルトコロアリ、之ヲ繼續スル爲ニ年々少量ヅツ賣却スルコトトシ本年ハ十五萬四千八百十五石賣却セルモ最近ハ賣却セズ

○出井委員 賣先、價格如何

○長瀨政府委員 歐洲、南洋方面、本年四月一日ヨリ七月二日迄ノ分ノ平均單價玄米石當十四圓五十六錢、白米十七圓八十二錢之ハ向フ渡シ値ナリ

○清家委員 運賃ハ如何

○清家委員 特別會計ノ餘力如何

○長瀨政府委員 八月一日現在ニテ約六千九百九十八萬圓ナリ

○清家委員 今回一億三千萬圓増額セバ幾何ノ米ヲ買入レ得ルヤ

○長瀨政府委員 石二十圓トシテモ六百萬石ノ買入ヲナシ得ル見込ナリ

○胎中委員 昨年米穀法改正後率勢米價ニ依ル米ノ買入如何

○長瀨政府委員 答辯ス

○胎中委員 買上價格、市場ノ動キ、買上前ノ米價等如何



- 長瀬政府委員 答辯ス
- 清家委員 一億圓増額ノ根據如何
- 長瀬政府委員 大體六百萬石程度ヲ抑ヘテ適當ナリト認メタリ
- 清家委員 粟、高粱ノ關稅對策如何
- 渡邊委員 六年以前ニ於ケル海外賣却如何
- 長瀬政府委員 調節買入ノ説明ヲナス
- 深水委員 市町村ニ政府米ノ無償配付又ハ貸付タルトキハ米價ニ影響スルコトナキヤ
- 東委員長 是ハサウ云フ懸念ナキ範圍ニ於テヤル考ナリ
- 深水委員 然ラバ法文ノ上ニ其ノ數量ヲ制限シテハ如何
- 東委員長 ソレハ「災害救助其他緊急」云々トアル故心配ナシ
- 多木委員 此春以來米ノ賣買ニ伴フ損失、人件費如何、白米ニシテ賣ル理由、産地ニテ買上ゲ都會ニ貯藏スル故市價ヲ壓迫スルニアラズヤ、朝鮮ハ冬期天候惡シク米ノ乾燥不充スル爲内地米ニ非常ナル影響ヲ來セリ
- 三善委員 一億圓ノ増加ト臺鮮米ノ買入等ニ依リ出來秋ニ於ケル米價ヲ適當ニ維持シ又ハ今日以上ニ引上ゲ得ル見込アリヤ、最低價格迄米價ガ下落シテ始メテ米ノ買入ヲ爲スヤウニシテハ今日ノ農

- 村救濟ハ覺東ナシト思ハルガ此點如何、米價ハ少クトモ生産費ヲ維持スル必要アリト思フガ如何
- 後藤農林大臣 最低價格ヲ生産費ヲ加味シテ定ムレバ相當ノ調節出來得ルモノト思ハル
- 三善委員 米價ハ生産費以上ニ在ラシムベシト考ヘラルルカ或ハ又生産費以下ニテモ可ナリト云フ意見ナリヤ
- 後藤農林大臣 基準ト生産費、物價ト米價等ヲ考慮シテ出動シ米價ノ維持ヲ圖リ得ベシ
- 三善委員 生産費ハ二十圓十一錢最低價格ハ十七圓九十一錢ナルヲ以テ米價ガ生産費ヲ割ツテ二圓二拾錢モ下落セザレバ買上ヲ爲スコトヲ得ザルニアラズヤ
- 後藤農林大臣 昭和七年ノ生産費ヲ考ノ中ニ加ヘテ基準ノ價格ヲ決定シタシ
- 三善委員 昭和六年ノ米ニ付イテハ如何
- 後藤農林大臣 今ノ場合生産費ヲ加味スルノ考ナシ
- 三善委員 昨年十二月ニ改定サレタル率勢米價ハ誤算ニアラザルヤ
- 後藤農林大臣 基準價格ヲ屢々改定スルコトハ不可ナリト考フ
- 三善委員 率勢米價ノ爲ニ阻止セラレテ米價ガ生産費以下ニ下落シタルニ拘ラズ買入不能ナリシコトハ肯定セラルルヤ



昭和七年八月二十九日

- 清家委員 昨年十一月及十二月ノ買入平均價格如何
- 長瀨政府委員 十一月ノ分ハ一石十八圓二錢、十二月ノ分ハ十八圓三十七錢九厘
- 東委員長 率勢米價ニ依ル賣買ハ如何
- 長瀨政府委員 調節賣却ナシ、買入ノミナリ
- 清家委員 最低價格ハ十八圓二十八錢ナルニ買入平均ハ夫レヨリ二十六錢安キハ如何
- 長瀨政府委員 實際ノ買入米ハ價格種々アリテ平均スレバ十八圓二錢トナル
- 清家委員 買上價格別ニ數量ヲ示サレタシ
- 長瀨政府委員 價格表ニテハ如何
- 清家委員 差支ナシ
- 東委員長 六百萬石トハ一億三千萬圓ヨリ割出シタルモノナリヤ或ハ政府ノ目安ナリヤ、尙臺灣米モ六百萬石ノ中ニ含ムヤ
- 長瀨政府委員 六百萬石買フ積リニアラズ、ソレ丈ノ最高餘力アル積算ノ基礎ヲ示シタルモノニシテ臺灣米ハコノ積算ノ基礎ニ含マズ
- 東委員長 三千萬圓ニテ鮮米ハ幾何買入ルル計畫ナリヤ

- 長瀨政府委員 臺灣米ヲ併セテ先ヅ百二十萬石位ナラン
- 河野委員 縣外移出米ノ調査アリヤ
- 長瀨政府委員 最近五ケ年平均千三百萬石
- 河野委員 米穀要覽中ノ小作米以外ノ販賣米ハ相當正確ナリヤ
- 長瀨政府委員 調査上複雑ニシテ十分正確ナルモノトハ思ハレズ
- 深水委員 臺灣ノ蓬萊米及在來米ノ産額及内地移入高並臺灣ヘノ外米移入額如何
- 北島政府委員 答辯ス
- 兼田委員 生産費ハ二十圓十一錢ナルニ十二月ノ買入價格ハ十八圓三十七錢九厘ニシテ一圓餘安キニアラズ
- 長瀨政府委員 買入ハ時價ニ依リテ行フ
- 松村政府委員 基準價格ニ生産費ヲ加味スルコトニスレバ生産費若クハ生産費ニ近キ價格ニ依リ買上ゲ得ラルルコトトナル
- 兼田委員 見込ナリヤ
- 松村政府委員 今年ヨリ出來得ル限り實行シ度キ考ナリ
- 深水委員 蓬萊米ガ在來種米ノ耕作地ヲ侵害シテ行ク結果在來米減シ其ノ代リトシテ外米ノ輸入ヲ



増加スルニ至ラズヤ

○河野委員 米穀法ノ目的如何

○後藤農林大臣 米穀ノ市價又ハ數量ノ調節ヲ爲スニ在リ

○河野委員 市價調節ト數量調節トハ何レヲ主トスルヤ

○後藤農林大臣 市價調節ニ依リ市價ヲ調節ス

○河野委員 非常時ニ於ケル米穀對策如何

○後藤農林大臣 數量調節ニ依リ相當市價ノ調節モ行ヒ得ベシ

○河野委員 何故率勢米價ヲ固執セラルルヤ

○後藤農林大臣 米穀法ハ未ダ完全ニ應用サレ居ラズ、生産費ノ加味等運用シ得ベキ餘地ヲ行フコトニ依リ米價ノ維持ハ相當實行シ得ラルベシ

○河野委員 生産費ヲ最低基準トセズシテ率勢米價ノ下値ニ割ヲ入ルル理由如何

○後藤農林大臣 米價ト物價トノ權衡ヲ保タセル爲率勢米價ヲ存置スルコトハ大ナル不都合ナシト考ヘラル

○河野委員 率勢米價ニハ反對ナリ、買換ニ依リ價格調節ヲ行フ意見ナリヤ

○後藤農林大臣 買換ニ依リ價格調節ヲ目的トセザレドモ其ノ結果ニ依テ上ゲ得ル場合アリ

○河野委員 穀貯藏ノ獎勵ハ今ノ農村事情ニ適セズ、朝鮮米ハ時價デ買上ゲ内地米ハ基準價格ニ依ラザレバ買上ゲザルコトニ付疑義アリ

○後藤農林大臣 臺鮮米ヲ月別ニ均ラシテ入ルヤウニ運用スルコトヲ今後ノ提案ノ趣旨トハセズ

○河野委員 具體的計畫如何

○長瀬政府委員 十一、十二月一、二月ニ相當多量ニ移入スルヲ以テ其ノ過剰量ヲ買入レ、五、六月以降移入少キ時ニ賣却ス

○河野委員 庭先相場ノ平均ト清算取引市場ノ値開キ如何

○胎中委員 酒田ヨリ東京迄ノ運賃如何

○池田委員 生産費ノ調査ハ今少シ早ク出來ザルヤ

○河田委員 生産費ハ庭先相場ニ依リ調査スルコトトナリ居レリ

○長瀬政府委員 將來ノ生産費ハ庭先相場ヲ基礎トシテ考フルノ要アリト思フ

○河野委員 米穀政策ハ農家ノ現實ノ收入ヲ目的トスルヤ又ハ消費ノ實際買フ値段ヲ對照トスルヤ或ハ市場ノ中米ノ値段ヲ目標トセラルルヤ

○後藤農林大臣 時價ヲ以テ或ル數量ノ賣買ヲ行フ

○河野委員 生産費調査ノ如キハ只一、二回ノ調査ヲ以テ直ニ基準ニ取入レ差支ナキモノト解セラル



- 後藤農林大臣 生産費ノ調査ハ困難ナルモ相當ナル生産費ガ得ラルレバ我慢セザルヲ得ナイ
- 河野委員 米穀政策ハ率勢米價ニ生産費ヲ加味シテ行クト云ハレルガ少クトモ生産費以下ニナツタ場合ニ買出動ヲスルト云フヤウニ解シテ可ナリヤ
- 後藤農林大臣 左様デゴザイマス
- 松山委員 率勢米價ハ學理上根據ナク實際ニ適合セズ
- 後藤農林大臣 他ニ根本方策ヲ樹ツル迄ハ現行法ヲ守リ然ルベシト考フ
- 宮澤委員 三十年後ノ今日迄一般物價ヤ米價ノ趨勢値ニ依リ米價率ヲ算定スルコトガ根本ニ於テ誤リナラズヤ
- 後藤農林大臣 物價ト米價ノ趨勢ハ大體同一ナル様視察セラル
- 宮澤委員 生計費ハ如何ニ之ヲ引用セラルルヤ
- 長瀬政府委員 家計費中米代金ヲ一石當ノ價格ニ換算シテ賣出シノ基準トス
- 宮澤委員 生産費中人夫賃及延日數如何
- 長瀬政府委員 石當人夫賃平均七圓九十五錢
- 若宮委員 米穀應急法案ノ第一條ハ政府米ヲ道府縣ニ貸付スルノ途ヲ開カントスルニ在リヤ

- 後藤農林大臣 サウ云フ趣旨ト米穀管理方法ト考ヘ居レリ買換ト云フ觀念ノ一部トシテ買換ヲ爲ス限度ニ於テ貸付ケ度ク、法中ニ交換トアレドモ時ヲ異ニシタ物品ヲ出ス爲交換ニナリ得ルヤ否ヤ疑問ナリ然シ古米ヲ貸付ケテ新米ニテ返還セシムルヲ以テ適切ナル管理方法ナリト考ヘラル
- 若宮委員 ニツノ目的ヲ有スルモノト解シ可ナルヤ
- 後藤農林大臣 是ハ大規模ニアラズ保存ノ方法ノ限度ニ於テ行ヒ度シ
- 若宮委員 非常緊急ノ場合ニ處スル爲ニ買換ノ機會ヲ促ヘントスルハ便宜主義ニアラズヤ
- 後藤農林大臣 米作者ニシテ出來秋迄米ヲ有セザル者ガ他ヨリ借入ルルトセバ利子等ヲモ要スルヲ以テ之等ノ者ニ無手數料ニテ貸付ケントスルモノナリ
- 若宮委員 貸付ハ無制限ニセズ其ノ目的ヲ法文ノ上ニ明記シテハ如何尙道府縣ト市町村トハ何レガ適當ナルヤ
- 後藤農林大臣 道府縣ノ方可ナリ
- 若宮委員 政府ハ無償交付ヲ認メザリシ理由如何
- 後藤農林大臣 米穀法ノ運用トシテハ不適當ト認メタルニ由ル
- 若宮委員 第二條ノ規定ナクモ豫算成立スレバ實行可能ナラズヤ
- 後藤農林大臣 然レドモ行爲ヲ明瞭ナラシムル爲條文ニ入レタリ



- 若宮委員 第四條ハ米穀法ノ第二條中ニ「又ハ粟」ト挿入シテハ如何
- 後藤農林大臣 此ノ立法ト同時ニ粟ノ關稅ニ付實行セントスルノ意ニアラズ
- 若宮委員 米穀法ノ運命ハ最早差迫レルモノ具體的ニ云ヘバ本年限リト云フコトニ吾々ノ考ヘノ基準存在セシ次第ナリ
- 後藤農林大臣 米穀政策ノ根本調査ニ要スル經費ハ大體二ケ年トセルヲ以テ之ト歩調ヲ一ニスル爲本法案モ二ケ年ノ期限ヲ付セリ
- 高田委員 米穀法第四條第五條ヲ削除スレバ賣買出動ノ基準ハ何レニ求ムルヤ
- 若宮委員 農村救済ノ爲米價ノ維持ヲ圖ルニハ率勢米價ヲ除去スルノ外途ナシ
- 高田委員 賣買ノ出動ハ何ニ依テ決スルヤ
- 若宮委員 生産費ヲ主ナル條件トシ之ニ經濟事情、農村ノ現狀等ヲ加味シ適當ナル値段ヲ以テ買上ヲナス
- 高田委員 消費者ノ方ハ考慮ニ入レザルヤ
- 若宮委員 經濟事情ノ中ニ包含ス
- 高田委員 時價ノ規定ヲ廢スレバ買入價格ハ何ヲ標準トスルヤ
- 若宮委員 時價ノ文字ヲ入レ置クノ要ナシト考フ

○高田委員 政友會案ハ粟ノ問題ニ觸レザル理由如何

○若宮委員 吾々ノ提案ニ粟ノコトヲ編入スルノ必要ヲ認メ居レリ

○小川委員 生産費、生計費ヲ標準トスルノ必要ヲ認ムル以上ハ之ヲ法文ノ上ニ表ハシ置ク必要アル

ベシ

○若宮委員 吾々ハ形式ニ拘泥セズ此際農村ヲ救フコトヲ願望トス故ニ此ノ趣旨ヲ容レテ相當ナル修

正案ヲ提出サレ宜シケレバ夫レニ賛成ス

○小川委員 米穀法ノ中ニ無償交付ト云フ救恤、救貧ト云フ如キ社會施設のノ條項ヲ入レントスル理由如何

○若宮委員 目的ハ條文ノ示ス通りニシテ一ノ法律中ニ二以上ノ目的ヲ兼ネシムルモ差支ナシ

○小川委員 一ノ法律中ニ相矛盾スル如キ目的ニシテ夫レガ圓滑ニ行カザル如キモノヲ二以上兼ネシムルコトハ不可ナリ、米穀需給調節特別會計ハ無償交付ヲ爲ス爲ニ與ヘラレタル資金ニアラザルナリ

○若宮委員 二ツ目的ヲ兼ネシムルモ法律上差支ナシ

○小川委員 政友會ハ四億八千萬圓ヲ認メラルルヤ

○若宮委員 政府ニ於テ増額セントスル額ニテハ尙不足ナリト考フ



- 小川委員 無償交付ノ限度如何
- 若宮委員 無償交付ノ目的ハ條文ニ限定シアリ
- 小川委員 幾何ノ限度ヲ定ムルノ必要アリヤ
- 原(淳)委員 理由書中ニアル率勢米價ノ意味如何
- 若宮委員 改正案ニ示ス通り第四條第五條ヲ削除スル趣旨ナリ

## 第四回

昭和七年八月三十日

- 宮澤委員 率勢米價ニ依リ算定セラレタル米價ヲ以テ農民ハ生活出來ルト思ハルルヤ
- 後藤農林大臣 吾々ハ米價ガ率勢米價ノ下値迄下ガル事ヲ決シテ希望スルモノニアラズ
- 胎中委員 生産消費兩者ヲ保護スル精神ガ米穀法ノ中ニ包含サルモノト考フルガ如何ニヤ
- 後藤農林大臣 左様ニ考フ
- 胎中委員 率勢米價ノ下値二割ガ昨年ノ生産費ヲ割レルコトハ認メラルルヤ
- 後藤農林大臣 左様
- 胎中委員 米穀法ノ運用ニ依リ米穀所有者全部ヲ利セザルコトヲ認メラルルヤ
- 後藤農林大臣 直接買上ニ浴スル者ハ少キモ間接ニハ利益ヲ受クルモノト考ヘラル

- 胎中委員 率勢米價ヲ固執セラルル理由如何
- 後藤農林大臣 生産消費兩者ニ安心ヲ與フルコトヲ建前トス
- 胎中委員 農民ガ現實ニ損失ヲ來セルニ之ヲ抛棄スル理由如何
- 後藤農林大臣 生産費ヲ考慮シテ基準價格ヲ樹ツルノ必要アリ
- 清家委員 率勢米價ヲ棄テテ生産費ニ依ル考ヘナキヤ
- 後藤農林大臣 生産費ヲ加味スルヲ原則トス
- 清家委員 率勢米價ヲ除ク方可ナラズヤ
- 後藤農林大臣 率勢米價ト生産費ニ依リ基準ヲ定ムルコトハ現行法ノ本體ナリ
- 深水委員 十二月十日以後ハ如何ナル者ノ手ニ米ハ所有セラルルヤ
- 後藤農林大臣 大部分ノ米ハ生産者ノ手ニ在リ
- 深水委員 米ノ生産統制ヲナス意アリヤ
- 後藤農林大臣 考慮ヲ要ス
- 深水委員 米ノ收穫豫想ニ依リ當局ハ或ル働キヲナスノ要アルモノト思ハルルニ十二月十日頃生産費ガ判ルト云フ如キコトニテハ救済ハ困難ナルニアラズヤ
- 河野委員 率勢米價下値二割ト生産費トノ間ニ開キガアレバ其ノ間ニ於テ買上價格ヲ決定セラルル



- ヤ
- 後藤農林大臣 基準價格ハ米穀委員會ニ諮リテ決定ス、買上出動ハ又別ナリ
  - 河野委員 如何ナル提案セラルルヤ
  - 後藤農林大臣 出來ル丈ケ生産費ニ近キ價格ニ決定シタシ
  - 河野委員 然ラバ率勢米價ヲ廢シテモ可ナラズヤ
  - 後藤農林大臣 米穀法ニハ二者ノ間ニ於テ決定スベク規定セリ
  - 河野委員 今年ハナルベク生産費ニ近ク決定スルモノト認メテ差支ナキヤ
  - 後藤農林大臣 サウ云フ腹案ナリ
  - 寺田委員 米穀ニ關スル根本方策如何
  - 齋藤總理大臣 米穀統制計畫ハ二ケ年ノ豫定ナルモ成ルベク次ノ議會ニ提案シタシ
  - 寺田委員 腹案ナキヤ
  - 齋藤總理大臣 目下研究中ナリ
  - 寺田委員 廣ク人材ヲ網羅シテ研究セラルルヤ
  - 齋藤總理大臣 知識經驗者ノ意見ハ廣ク求ムル考ナリ
  - 東委員長 必ズ通常議會ニ提案セラルルヤ

- 齋藤總理大臣 次期議會ニ提案シタキ希望ナリ
  - 東委員長 總理大臣トシテハ通常議會迄ニハ必ズ間ニ合ハセタク考ヘラルルモノト承知シテ可ナリ
- ヤ
- 齋藤總理大臣 左様ニ考ヘテ居リマス
  - 松山委員 根本方策トシテ研究中ノモノハ米專賣法案ト解シ支ナキヤ
  - 齋藤總理大臣 ソレモ一ツノ問題ナリ
  - 河野委員 總理大臣ハ現在ノ米價ヲ以テ全農民ハ満足セルモノト思ハルルヤ
  - 齋藤總理大臣 高過ギルカ安過ギルカニ付テハ明言シ難シ
  - 深水委員 土地國有ニ付考慮セラルルヤ
  - 齋藤總理大臣 目下ノ所土地國有ノ問題ナシ
  - 深水委員 然ラバ米專賣若クハ他ノ方法或ハ米穀法ノ運用ニ付考究セラルルモノナリヤ
  - 齋藤總理大臣 詰リソレ等ヲ研究シテ決定セン
  - 三善委員 率勢米價廢止案ガ衆議院ヲ通過シタル場合政府ハ之ニ同意セラルルヤ否ヤ
  - 齋藤總理大臣 其時ノ機會ニ決心スル外ナシ、今茲ニ豫言スルコトヲ得ズ
  - 小池委員 政府ハ米價公定ニ付研究セラレタルコトアリヤ、又米ノ收穫豫想發表ノ際率勢米價ノ標



準ヲ示スコトヲ考ヘラレタルコトアリヤ、二割ノ値幅ヲ撤去スルコトニ付考ヘラレタルコトアリヤ、次ニ政友會ノ提案者ハ生産費ヲ加味スルトシテモ尙第四條、五條ヲ削除スルノ要アリトセラルルヤ、若シ四條、五條ヲ削除セバ標準ハ如何ナル根據ニ依リ算定セラルルヤ、第一條第二項ハ政府提案ノ米穀應急施設法中ニ修正ヲ加ヘテ足ルト云フ考ヲ有セラルルヤ

○長瀬政府委員 米價公定ニ付テハ目下研究中ナリ、米收穫豫想發表當時迄ニハ未ダ米ノ生産費調査完了セズ

○若宮委員 標準生産費ヲ基準トシタシ、第二問ニ付テハ審議ノ上之ヲ整理スルコトハ本委員會ノ使命ナルベシ

○小池委員 米ガ中小農ノ手ニ在ル間ニ買出動ヲナスコトニ付研究セラレタルコトアルヤ

○長瀬政府委員 出廻初期ニ於テ買入ヲ爲スコトニ付テハ努力スベキ考ヘナリ

○小池委員 早ク買入ルルコトニ付テハ率勢米價ガ妨ゲトナル

○長瀬政府委員 出廻期ニ成ルベク率勢米價ヲ割ラザル様農家ニ玄米ノ貯藏ヲ獎勵シタシ

○兼田委員 昨年ノ生産費ヲ使用スルコトヲ得ザルヤ

○長瀬政府委員 今直ニ用フルコトニ付十分的確ナル答辯スルコト能ハザルヲ遺憾トス

○兼田委員 調査ハ巧運ヨリモ拙速ヲ主トシテハ如何

○若宮委員 獎勵金ヲ受クルモ農村ノ實情ハ出來秋ヨリ今年ニカケテ賣却セザルヲ得ザル状態ニ在リ

○長瀬政府委員 幾分餘力アル者ノ米ノ貯藏ヲ獎勵スルヨリ外途ナカラシ

○深水委員 米專賣法案中ノ自家用消費量ハ何ヲ標準トシテ定ムルヤ

○胎中委員 外ニ標準ナシ

○深水委員 然ラバ生産者ノ自由意思ニ依リ決定シテ可ナリヤ

○胎中委員 然リ

○深水委員 然ラバ消費量ニ過不足ヲ生ジタルトキハ如何ニスルヤ

○胎中委員 政府ノ買入ルル時期ニハ制限ナシ故ニ餘分ノ米ヲ賣ルカ又ハ翌年分ニ持越シテ可ナリ

○深水委員 米券ハ割引シテ使用スルモノナリヤ

○胎中委員 金融上ノ心配ハナシ

○深水委員 米券ノ額面如何

○胎中委員 十圓以下ヲ米券トシテ發行ス

○深水委員 運賃保管料掲精費其ノ他ノ經費ハ白米代ニ加算スルヤ

○深水委員 然リ

○東委員長 一億三千万圓増額セバ一、二年間ハ更ニ増額ノ要ナキ見込ナリヤ



- 長瀬政府委員 來年迄位ハ……
- 原委員 米穀法ニ依ル從來ノ缺損如何
- 長瀬政府委員 八月一日現在ニテ一億七千二百萬圓
- 小川委員 損失ノ内容如何
- 長瀬政府委員 答辯ス

第五回

昭和七年八月三十一日

- 若宮委員 米穀法中改正法律案ニ左ノ修正案ヲ提出ス  
「同法案ノ附則ノ次ニ左ノ二項ヲ加フ  
政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得  
本法ニ依ル米穀ノ交付又ハ貸付並朝鮮米臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム」
- 小池委員 米穀應急施設法  
第一條中「道府縣ニ對シ貸付スル」ヲ「道府縣又ハ市町村ニ貸付スル」ニ改メ第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アルトキハ道府縣又ハ市町村ノ施設ニ對シ其ノ貯藏ニ係ル米穀ヲ有償若クハ無償ニテ交付シ又ハ一定ノ期間ヲ限リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第二條中「道府縣ガ」トアルヲ「道府縣又ハ市町村ガ米穀貯藏助成施設ヲ行フ場合」トソコニモ「市町村」ヲ入レル

- 若宮委員 米穀需給調節特別會計法中改正法律案「四億五千萬圓」ヲ「四億八千萬圓」ニ改ム
- 米穀法中改正法律案ニ對スル若宮委員ノ修正案可決
- 米穀應急施設法案ニ對スル小池委員ノ修正案否決
- 米穀應急施設法案ハ否決
- 若宮委員ヨリ附帶決議案ヲ提出シ可決ス

第六回

昭和七年九月一日

- 深水委員 豐年續キノ場合ハ米代金ノ支拂ヒ出來ザルコトアルニアラズヤ
- 胎中委員 斯ル場合ハ海外賣却ヲ行フ
- 胎中委員 米ハ一時ニ買入ルルニアラズ、買入ト賣却ト交互ニ行ハントス
- 深水委員 米券ハ最低十圓ナリヤ



- 胎中委員 然リ
- 深水委員 十圓未滿ノ分ヲ如何ニスルヤ
- 松山委員 專賣ニ付如何ナル點ガ最モ困難ナリヤ
- 小平政府委員 取引、配給、違反、資金、買上價格、數量、保管等ノ關係ニシテ極メテ複雑ナリ
- 松山委員 專賣ノ實行ヲ希望ス
- 清家委員 配給困難ノ理由如何
- 小平政府委員 自由競争ヲ廢シテ國家管理ニ移セバ配給ハ相當困難ナリ

第七回

昭和七年九月二日

- 高橋委員 米穀ノ根本政策如何
- 後藤農林大臣 成案ヲ得次第次期議會ニ提出シタシ
- 寺田委員 根本策ノ内容如何
- 後藤農林大臣 專賣案ノ如キハ充分考慮ス
- 高橋委員 米穀法ノ運用ヲ政治問題ニ利用シタリトノ議論アル様ナルガ農林大臣ハ之ヲ認メラルルヤ

昭和七年八月三十一日

(三) 本會議

報告書

- 後藤農林大臣 サウ云フヤウナ推測ヲ持タズ
- 胎中委員 米專賣ニ付テ説明ヲナス
- 一 米穀需給調節特別會計法中改正法律案(政府提出)
- 右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スベキモノト議決致候此段及報告候也

昭和七年八月三十一日

委員長 東 武

衆議院議長 秋 田 清 殿

(一)ハ委員會修正)

米穀需給調節特別會計法中左ノ通改正ス  
 第四條ノ三中「三億五千萬圓」ヲ「四億五千萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



附帶決議

一 政府原案四億五千萬圓ヲ四億八千萬圓ト修正増額スル趣旨ハ米穀ノ數量又ハ市價調節ニ遺憾ナキヲ期スル爲ナリ

故ニ米穀法中改正法律案ト本案トハ密接不離ノ關係ヲ有スル不可分ノ決議ナルコトヲ茲ニ明ニス  
二 政府ハ現行米穀法ニ不備缺陷アルヲ認メ速ニ根本策ヲ樹ツル必要アルコトヲ聲明セラレタリ政府ハ速ニ現下ノ國情ニ鑑ミ米穀ニ關スル根本方策ヲ樹立シ之ヲ次ノ通常議會ニ提出スベシ

報告書

一 米穀應急施設法案(政府提出)

右ハ本院ニ於テ否決スベキモノト議決致候此段及報告候也

昭和七年八月三十一日

委員長 東

武

衆議院議長 秋田 清殿

報告書

一 米穀法中改正法律案(秦豊助君外二十三名提出)

右ハ本院ニ於テ別紙ノ通修正スベキモノト議決致候此段及報告候也

昭和七年八月三十一日

委員長 東

武

衆議院議長 秋田 清殿

米穀法中改正法律案中左ノ通修正ス

(小字ハ委員會修正)

附則

政府ハ當分ノ内本法ニ依リ朝鮮及臺灣ニ於テ各其ノ地ノ産米ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

本法ニ依ル米穀ノ交付又ハ貸付並朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

○東 武君、、、、、茲ニ本委員會ヲ通ジマシテ、委員諸君ト政府當局者トノ間ニ於ケル質問應答ヲ重ネラレタ點ニ付テ、最モ重要ナル點ダケヲ御報告致シタイト考ヘテ居リマス



- 一 現行米穀法中第四條乃至第五條ノ率勢米價ニ關スル規定ノ可否、即チ言葉ヲ換ヘテ言ヘバ、率勢米價ナルモノ、條項ヲ削除スベキヤ否ヤノ點デアリマス
- 二 率勢米價ノ規定ヲ其儘存續シテ、現下深刻化セル農村ノ時局匡救ノ目的ヲ達成スルコトガ出來ルノデアルカ否ヤ
- 三 第三點ハ現政府ハ昨年及本年ノ如キ最極度ニ米價ノ低下セル場合ニ於テ、現時ノ米ノ價格ヲ以テ適當ナリト信ズルヤ否ヤ、現下米穀法ノ基準價格ヲ維持スル必要尙ホアリヤ如何
- 四 第四點ハ米ノ生産費ハ幾何デアルカ、率勢米價ハ米ノ最低生産費ヲ割ルコト多シ、現行米穀法ノ米價基準ヲ運用シテ、時局匡救ノ豫期ノ目的ヲ達スルコトガ出來ルノデアルカ、ドウデアルカ
- 五 第五點ハ昨年米穀法ノ一部ヲ改正致シマシテ、其後米穀法運用ヲ爲シタル經過及実績ハドウナツテ居ルカ、悉ク失敗ニ屬シテ居ルノデハナイカ、斯ル有害無益ナル法律ナルコトハ既往一年間ノ実績ニ徴シテ極メテ明白デアルノデハナイカ、政府ノ所見ハ如何
- 六 第六點ハ現在ノ米穀法ヲ以テ適當ナル法律ナリト思考スルカドウデアルカ、若シ現行法ニ不備缺陷ガアルト認メルナラバ、更ニ百尺竿頭一步ヲ進メテ米穀對策トシテ根本法ヲ制定スルノ意思ガアルカドウカ、斯ウ云フ其信念ヲ有シテ居ルカドウカ
- 七 政府ハ應急施設トシテ朝鮮、臺灣ノ米ノ買入、賣渡ヲ爲ス方針デアルト云フガ、朝鮮、臺灣

ノ米ヲ買入レ、又内地三百萬戸ノ最モ利害關係ヲ有スル貧農ノ米ヲ買入レ其生活ト經濟トヲ緩和スルノ意思アルヤ否ヤ、又朝鮮、臺灣ニ於テハ其時々ノ時價ヲ以テ買上ゲルガ、内地ニ於テハ極メテ農民ニ不利ナル率勢米價率ヲ以テ買上出動ヲ爲スハ、跛行的偏頗ノ處置デハナイカ、

第八 政府ハ率勢米價改正ニハ反對ダト稱シテ居ルガ、米價ノ基準トシテ率勢米價ノ基準ハ不備デアルト云フコトダケハ、委員會ニ於テ明ニ認メタコトヲ聲明シテ居ルノデアリマス、若シ適當ノ方法ヲ講ジテ成ルベク農家ノ要望スル生産費ヲ以テ買上ノ目的ヲ達スル考デアルト、政府ハ稱シテ居リマスガ、其適當ノ方法トハ如何ナルコトヲ謂フノデアルカ

第九 政府ハ率勢米價以外、生産費ヲ加味シテ米穀法運用ヲ爲スト云ツテ居リマスガ、其生産費ナルモノハ何時出來ルノデアルカ又其生産費ナルモノハ俄カ作リノ生産費ニアラザルカ、

第十 率勢米價ナルモノハ學說カラ申シマシテモ、何等經世上ニ有效ナルモノニアラズ、唯學者ノ閑遊戯的技巧ヲ弄シタモノデアル、

第十一 、、、、、、、假ニ最低二圓ノ此庭先相場ト率勢米價ノ値開キガアルト致シマスレバ、此農家ノ手放ス所ノ本年ノ米ノ價格ハ十五圓九十一錢ニナルノデアアル、農家ノ米ハ十五圓九十一錢デナケレバ、買上ゲラレナイト云フコトニナル、サウ云フ結果ヲ生ズルガ、若シ果シテ然リト致シタナラバ、實ニ農家ノ手放相場ハ、一俵ニ付キマシテ六圓四十錢デナケレバ、政府ニ賣ルコト







ヲ見ルト、十二月六日マデニ集計ガ付イテ居ルヤウデゴザイマス、急速ニ歩ヲ進メレバ、私ハ十二月ノ二日、三日頃マデニ集計ガ出來ルト思ヒマス、十二月十日頃ニ於テ政府ハ生産費ニ近イモノ、或ハ生産費ヲ以テ買上ゲルト云フコトガ一般ニ分ツテ居レバ、ソレニ依テ吾々ハ市價ハ完全ニ維持サレルト思ヒマス、米穀ノ基準價格ニ關スル法律ガ制定サレナイ前ニ於テ、米穀法ガ如何ニ惡用サレタカト云フコトヲ申サナケレバナリマセヌ、大多數ノ場合ニ於テ米ヲ買フベカラザルニ買ツタ事例ガアルト思マス、大體ニ於テ米ノ買上ト云フモノガ選舉ノ前ニ行ハレタコトハ事實デアリマス、故ニ其弊害ヲ匡正スルガ爲ニ米穀調査委員會ヲ作り、大多數ヲ以テ決定シタ所ノ案デゴザイマス、之ヲ輕々ニ削除セントスルガ如キコトハ、何等ノ確信無クシテ實行セントスルモノデアリマス、農村ノ窮乏、非常對策ノ必要ナルコトハ五月十五日以後ニ始ツタ問題デアリマセヌ、農村ヲ救ハナケレバナラヌト云フコトハ、政友會内閣ガ倒レタ後ニ起ツタ問題デアリマセヌ、諸君ノ主張スル如ク、基準米價ガアルト云フコトガ、非常ニ農民ノ利益ヲ害スルモノデアルト致シマシタナラバ、何故ニ政友會内閣存続中ニ、此前ノ議會ノ時ニ此提案ヲ諸君ハ致サナカッタノデアルカ私ハ基準米價ノ適用ニ依テ、何等農民ノ利害ヲ害セズシテ、生産費マデ買上ゲルコトガ出來ルト云フコトヲ茲ニ斷言シテ置ク次第デアリマス、私共ハ貸付ノ規定ニハ同意致シマス、但シ府縣ガ貸付ノ事業ヲ行フ場合ニ於テ、之ヲ貸付ケルコトガ可ト存ジマス、無償ニテ市町村ニ交付スルト云フコト此ニ於テ規

定スル必要ハナイ、是ハ純然タル社會立法トシテ、別ニ規定ヲ設ケル方ガ宜イデヤナイカ同時ニ特別會計ニ於テ會計ノ紊亂ヲ來スコトノ質問ガアリマシタ、之ニ對シテ一ツノ立法ガ二ツノ目的ヲ兼ネテモ差支ナイ、米價調節ノ目的ト同時ニ、社會政策ノ目的ヲ達スルコトニ於テ、何等害ハナイト云フヤウナ答辯デアリマシテ、會計ノ混亂ト云フコトニ付テハ御答辯ガナカッタ今デサハ、「米ヨコセ會」トカ、或ハ自分デ持ツテ居ル米ヲ賣ツテ、俺ハ米ガナイカラ政府米ヲ出セ、市町村ハ米ヲ買ツテ出セ、斯ウ要求ヲスル人モアル、私ハ無償ニテ市町村ニ交付スルト云フコトニ依テ、放逸ニシテ何等爲ス所ナク、遊ンデ居ツテ食ヘナイ人ニマデ政府ガ無償デ米ヲ與フルト云フ制度ヲ立テルコトハ、非常ニ間違ツタル政策デアルト確信シマス、私ハ此無償交付ニ反對シマス、第三ノ貯藏獎勵ノ問題デ是ハ法律ニ書イテ置ク方ガ却テ宜シト思ヒマシテ、政府案ニ賛成スル、第四ニ買上賣渡ノ際ニ於ケル時價根據ハ絶對ニ存置ヲ要シマス、其理由ハ政治的罪惡ヲ起シ易ク、一部國民ニ不當ノ利益ヲ與ヘ或ハ損害ヲ蒙ラシムルカラデアリマス、朝鮮臺灣ニ於テ安イ米ヲ買フト云フコトハ、所謂安イ米ガ來テ端境期ニ内地米ヲ壓迫スル弊害ヲ除クコトガ出來ルノデアリマスカラシテ、同ジ數量ノ買上ヲ斷行致シマシテモ、内地米ヲ買上ゲルヨリモ極メテ有効適切デアルト信ジマシテ、朝鮮臺灣米ノ買上ヲ可トスル所以デアリマス、米價基準ヲ適用シタカラト云ツテ、何等農民ニハ損ヲ掛ケマセヌ、私共ハ米穀法ノ十年以來ノ運用ノ形跡ニ徴シテ、米ノ買上ニ依ツテ米ノ値段ヲ



引上ゲルト云フコトハ不可能デアルト思フ、今ノ米穀法ノ運用ニ依テ、非常ナル豊作ノ途中ニ米ヲ釣上ゲントスルコトハ、私ハ無理デアルト思フ、其千萬石二千萬石ヲ若シ買ツタトスレバ、ソレヲ持ツテ居ル結果ハ、後ニナリマシテ其重壓ニ耐ヘズシテ、市價ハ上ルコトガ出来ナイト云フコトノ結果ハ却テ農民ガ苦シムト云フ時代ガ來ルノデゴザイマス、無暗ニ釣上ゲルト云フコトヲ言フノハ、農民ノ半分ノ小作人階級ヲ、或ハ自作農階級ヲ、却テ壓迫シテ、損害ヲ與フルト云フ結果ニナルト云フコトヲ、能ク考ヘナケレバナラヌト思ヒマス、是ハ私ハ今日マデノ米穀法ノ運用ガ、米ヲ引上ゲルトコトガ多クノ場合ニ於テ出来ナカッタノデアルト云フコトノ事例ヲ擧ゲテ、唯米ノ買上ハ豊作時期ニ於テ米ノ暴落ヲ防イデ、相當ノ程度ニ維持スル働キシカナイモノデアアル、無暗ニ買ヘバ、却テ後デ農民ガ迷惑スルモノデアルト云フコトヲ、玆ニ御參考ノ爲ニ申上ゲテ置クノデアリマス、折角一億三千万圓ヲ増シテモ、何等此米穀法ノ出動ニ爲ス能ハズ、米ノ買入ヲ爲スコトノ出来ナイ状態ニアルト云フコトヲ、吾々ハ非常ニ悲ム者デアリマス、又時價ニ準據シテ買ハナケレバナラナクナツテ居ツタ所ノ此法律モ無クナルノデアリマスカラシテ、政府ノ信ズル所ノ生産費ヲ超過シタル價格ニ於テ買込ムコトガ出来ル、生産費ニ利潤ヲ加ヘタル値段ヲ以テ買フノハ、是ハ當然ノコトデアルト思フ

○小池仁郎君 私ハ政府案ノ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ニ賛成ヲスル者デアリマス、次ノ

米穀應急施設法案ニハ修正意見ヲ有ツテ居ル者デアリマス、政友會ヨリ提案セラレタル米穀法中ノ改正案ニハ或ル修正ヲ付シテ、四條、五條ノ削除及昭和六年法律第三十一號附則第二條ヲ削リ、之ニ賛成ヲ表スル者デアリマス、米ハ政黨ノモノデモナイ、全ク國民ノモノダ、既チ第一條ノ政府案ニ「政府ハ米穀法ニ依リ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得」此道府縣ト云フモノノ下ニ、道府縣又ハ市町村ト「市町村」ノ三字ヲ加ヘテ市町村ニモ此應急施設法ヲ實行セシメタイト云フ趣旨デアリマス、隨テ第二條ニ於ケル、道府縣ト云フ下ニモ、ヤハリ「又ハ市町村」ト云フ字ガ加ハル譯デアリマス、第一條ノ第二項トシテ政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アルトキハ道府縣又ハ市町村ノ施設ニ對シ其ノ貯藏ニ係ル米穀ヲ有償若クハ無償ニ交付シ又ハ一定ノ期間ヲ限リ貸付ヲ爲スコトヲ得」此ノ一項ヲ加ヘルノデアリマス、此應急施設法ノ第一條ノ二項ニ差加ヘタイト云フノデアリマス、大體應急ノ施設トシテ、政府案ニ賛成ヲ表シタノデアリマス、假ニ今年ノ生産費ガ二十二圓ダ、此率勢米價ノ最低價格ガ十八圓ダ、之ヲ平均シテ二ツニ割ツタラ幾ラノ相場ガ出テ來ルカ二十二圓ト十八圓デ四十圓、二十圓ニナル、ソレナラバ生産者ガ二圓生産費ヲ割ツテ賣ラネバナラヌト云フ義務ガ何處ニアルカ、私ハ消費者ガ成ベク安イ方ガ宜イト云ツタカラト云ツテ、自分達ノ同族ノ者ガ作ツテ居ルモノヲ、無理ヤリニ安ク買取ラネバナラヌト云フ理窟ガ何處ニ一體アル



カ、實際ニ當嵌ラナイノダカラ、所謂涙ヲ揮ツテ馬糞ヲ斬ル、米穀法ノ四條、五條及之ニ附隨スル法律第三十一號ノ第二項ヲ削ルト云フ政友會ノ案ニ賛意ヲ表シタ次第デアリマス、政府提案ノ米穀應急施設法ハ洵ニ不徹底トモ思ヒマスケレドモ、今日ノ場合はレ以上ノコトハ出來マスマイ、併シ國內ニハ非常ニ困ツテ居ル者モアリ、或ハ災害ニ遭ツテ居ル者モアリ、サウ云フ方面ニ無償ヲ以テ此買換ナケレバナラナイト云フ米ヲ其市町村ニ分ケルコトハ餘リニ濫費ニナルトハ考ヘテ居リマセヌ

○以上三案共委員長報告通議決ス

○衆議院本會議

昭和七年九月三日

米穀法中改正法律案(秦豊助君外二十三名提出、貴族院回付)

○議長 (秋田清君) 、、、、、本院提出、米穀法中改正法律案ノ貴族院回付案ニ同意スルヤ否ヤヲ御諮リ致シマス、本案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス

(「反對」「發言ノ通告ガアリマスヨ」ト呼ブ者アリ)

○高田耘平君 、、、、、貴族院修正ニ賛成スルノ理由ヲ申上ゲヤウト思ヒマス、、、、、政友會ト政府及吾々民政黨トノ意見ノ差ハ、歸スル所實質上ニ於テハ三點ニナツタノデアリマス、即



チ米穀無償交付ノ可否、何方ガ宜イカ、第二ハ米穀ノ買入及賣渡ノ時ニ、時價ニ準據シテ買入或ハ賣渡スコトガ良イカ悪イカ、、、、、、基準米價ヲ廢スルヤ否ヤト云フコトデアリマス、、、、、、、、貴族院ニ於ケル修正ハ、無償交付ヲ爲スコトガ非ナリト云フ點ニ付テ全然吾々ト意見ガ一致シタノデゴザイマス、、、、、、貴族院ハ吾々ノ意見ヲ採ラレマシテ、時價ニ準據シテ買上ヲスルコトニ致シタノデアリマス、、、、、、第四條第五條ヲ存續スル吾々ノ意見ハ、是モ貴族院ニ於テ容レマシテ、削除ノ意見ガ潰レマシタ、、、、、、附則ニ於テ生産費ヲ買フト云フコトニシタト云フコトハ、洵ニ私共ノ主張ヲ此ノ附則ニ於テ徹底致シマシタ、、、、、、

○議長 (秋田清君) 採決致シマス、本案ノ貴族院ノ修正ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ求メマス、、、、、、

起立少數、仍テ貴族院ノ修正ニ同意セザルコトニ決シマシタ、只今不同意ニ決シマシタ所ノ議案ニ對シテハ、議院法第五十五條ニ依リマシテ兩院協議會ヲ開クコトヲ求メナケレバナリマセヌ、、、、、、兩院協議委員ノ數ハ十名トシ、、、、、、指名致シマス

兩院協議會委員

秦 豊

助 君

森

格 君



濱田國松君	島田俊雄君
砂田重政君	松野鶴平君
山口義一君	山崎達之輔君
東武君	大口喜六君

○衆議院本會議

昭和七年九月四日

報告書

一 米穀法中改正法律案

右別紙ノ通兩院協議會成案成立セリ依テ及報告候也

昭和七年九月四日

米穀法中改正法律案衆議院兩院協議委員議長

秦 豊 助

衆議院議長 秋 田 清 殿

米穀法中改正法律案兩院協議會成案

貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ米穀生産費ハ米穀委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

○秦豊助君、、、、衆議院側ノ協議委員ハ互選ノ結果、議長ニ私ガナリマシタ、副議長ニ松野鶴平君ガ當選セラレマシタ、本日午前十時ヨリ午後八時二十分ニ至ル間、此兩院協議會ガ繼續セラレマシタ、、、、率勢米價ヲ以テシテハ今日ハ到底此米價ノ維持ト云フコトガ出來ナイト云フコトハ、貴族院側ニ於テモ十分ニ認メテ居リマス、、、、米穀委員會ニ諮問シテ決メルコトニナレバ、率勢米價ニ拘ラズ自由裁量ト殆ト同ジャウナ生産費ヲ土臺トスル所ノ吾々ノ意見ガ、此處ニ貫徹スルノデアリマス、、、、此米ノ統制制度ニ付テハ、政府ハ屢々言明シテ居ル通り、成ルベク早ク其對策ヲ考究シテ、議會ニ提出スルト云フコトデアリマス、、、、

○島田俊雄君、、、、兩院協議會ノ成案ニ賛成ノ意ヲ表シマス

○松田源治君 米穀法中改正法律案兩院協議會ノ成案ニ付テハ、賛成致シマス、是ハ我黨ノ主張ト大體ニ於テ同一デアリマス



○小池仁郎君、、、、米穀法中改正法律案ノ一項ノ追加ニハ賛成ヲ表スルノデアリマス、何故ナラバ私共ノ主張ガ之ニ依テ實現スルノデアリマス、、、、  
○成案可決

一 貴族院

(一) 本會議

昭和七年九月一日

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

右政府提出案本院ニ於テ修正議決セリ因テ議院法第五十四條ニ依リ及送付候也

昭和七年八月三十一日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵 徳川 家達 殿

(一)ハ衆議院修正)

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

米穀需給調節特別會計法中左ノ通改正ス

第四條ノ三中「三億五千萬圓」ヲ「四億八千萬圓」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○阪本鈺之助君、、、、此事ノ行ハレマシタノハ今申シタ通り原内閣ノ時デアリマスルガ、其後高橋内閣、加藤友三郎内閣、山本内閣、清浦内閣、加藤高明内閣、若槻内閣、田中内閣、濱口内閣又ハ更ニ若槻内閣、犬養内閣、今日ノ齋藤内閣ト十一ノ内閣ヲ經テ居リマスルガ、極端ニ申シマスレバ、是ハ一切御止メニナツタラドウカ、、、、若シモソレハイカヌ、ソノナ暴論ハイカヌ、ドウシテデモドウカセヌナラヌト云フナラバ、斷然專賣ヲオヤリニナツタ方ガ宜シイト思フ、專賣ノ話ガ出マスト、專賣ハナカナカ大シタコトデアル、斯ウ云フ聲ニ蔽ハレテ居リマスガ、段々政府者モ覺醒サレテドウシテモ專賣ニナラヌケレバナラヌト云フコトヲ考ヘラレル時代ニナツタト見エマシテ、高橋大藏大臣ハ大臣ノ資格デハアリマセヌガ、專賣ニ稍々近イ意見ヲ發表サレテ居ル、私ハ或モノデソレヲ見マシタノデアリマス、是ハ嘘デハナカラウト思フ、モウ一步進ムト專賣ニナルヤウナ意見ヲ、是ハホンノ高橋是清君ノ一個ノ説カモ知レマセヌガ言ツテ居ラレル、、、、今出テ居リマスル米調節ニ付テノ諸案ハ一切撤回シテオシマヒニナツトテ、現行ノ法律マデオ止メヲ願ヒタイト思ヒマスガ、サウモ行カヌデセウカラ是ハ代案ノ出



來ルマデ、其儘ニ保留シテ置イテ、、、此金ヲ増スト云フコトハ一切御免ヲ蒙リタイ云フ消極方針ヲ採リマス、然ラザレバ、次ノ議會マデニ專賣法ヲ御定メニナツテ、之ヲ議會ニ提出サルカ、、、唯現内閣ハ私ノ言フヤウナ消極的ニ一ツオヤリニナル勇氣ガアルカ、若クハ專賣法ヲ御考ヘニナツテ相當ノ機會ニ於テ御發案ニナルト云フ既ニ多少ノ道程ニアルノデアルカ、此二ツノ消極ト積極ト、ドチカラ御採リニナル御覺悟ガアルヤ否ヤト云フコトヲ、大體ニ於テハ總理大臣ヨリ御答ヲ願ヒタイ、、、

○國務大臣（子爵齋藤實君）、、、是ハ此場合ニ處スルノ案デアツテ、今年ノ出來秋ニ際シテ是ダケノ用意ヲ要スルト云フ趣意カラシテ此案ヲ提出イタシマシタ、、、農林省ニ於テ米穀部ヲ設置シテ根本的ノ研究ヲ致シテ居ルノデアリマス、之ニ依リマシテ米ニ對スル根本ノ方針ヲ決定イタス積リニナツテ居リマス、、、

○國務大臣（後藤文夫君）、、、他ノ代ルベキ方法ヲ得ナケレバ只今ノ米穀法ハ存置シテ置ク方ガ、無キニハ優ルト思ツテ居リマス、、、色々米穀法ニ付キマシテハ批評モゴザイマスルガ、兎ニ角過去ノ經驗ヲ見マシテモ、比較的我國ノ米價ヲ安定サセテ居ルト云フ働ハアルヤウニ思ハレルノデアリマス、、、今後ノ處置トシマシテハ此現在ノ米穀法ヲ以テ満足セズニ、何等カ更ニ進ンダ根本的ノ解決ニ入ツテ見タイト云フ熱心ナ希望ヲ持ツテ居リマ

ス、併ナガラ、、、此專賣ナリ、或ハ價格公定ナリ、國家管理ナリト云フヤウナ問題ハ何レモ非常ニ廣汎ナ關係ヲ持チマシテ、ヤリ方ニ依リマシテハ只今ノ米穀法ノ運用ヨリモ更ニ大キナ國家ニ損害ヲ生ズルヤウナコトヲ考ヘナケレバナラヌカモ知レナイノデアリマス、何等カ今ノ米穀法ヨリモ進ンダ、或ハヨリ良キ稍々根本的ナモノヘ向ツテ見タイ、專賣ノ如キ、國家管理ノ如キ、公定ノ如キ、皆研究ノ題目デアリマスルガ、其外ニモ尙ホ名案ガ出ナイトモ限ラナイト思フソレ等ノ方向ニ向ツテ熱心ニ調査ヲ進メテ居ルト云フコトハ申上ゲルコトガ出來ル、、、

○阪本鈺之助君、、、他ノ内閣ト違ツテ、サフ云フヤウナ超然タルコトニ向ツテ御研究下サルニハ、最モ適當ナル内閣ト存ジマスルガ故ニ、、、此問題ニ付テドウゾ御研究ニナラムコトヲ切望致シマス、、、

○菅澤重雄君、、、農林次官ノ説明ニ依リマスルト云フト、、、朝鮮及臺灣ノ米ノ買上ハ此率勢米價ニ依ラズシテ、時價ニ依ツテ之ヲ買上ゲル、其見積ハ朝鮮ハ一石ガ二十二圓、臺灣ハ十八圓、、、拓務省カラ戴キマシタ調査ニ依リマスと云フト朝鮮ノ一段歩ノ負擔額ト云フモノハ僅ニ七十一錢七厘ガ昭和三年デ、昭和四年度ハ七十二錢一厘、昭和五年度ニ於キマシテハ七十二錢二厘強ニナルノデアリマス、、、臺灣ハ僅ニ一段歩ノ田ガ一



四七十四錢四厘、、、、斯クノ如キ負擔ノ輕イ所ノ植民地ノ米ヲ時價デ、非常ナ高イ値  
デ買上ゲテ内地ノ米ハ率勢米價ニ依ツテ之ヲ買上ゲルト云フコトニナリマシタナラバ、甚ダ均衡ヲ  
得ナイデハナイカ、、、、率勢米價ナンカニハ囚ハレズシテ、サツサト斯ウ云フモノヲ削  
除シテ時局ヲ匡救スルコトニ、邁進セラレタイコトヲ私共ハ熱望シテ居ルノデアリマス、、、、

○國務大臣（後藤文夫君）、、、我々ノ立テマシタ朝鮮米ノ買上、賣却ハ朝鮮ノ米  
ガ内地ノ出來秋ニ殺到スルノヲ防イデ、之ヲ成ルベク出來得ルダケ平均的ニ内地ニ入ラセル、斯ウ  
云フ爲ナノデアリマス、從テ時價デモ買ヒマスガ時價デモ賣ルノデアリマス、、、、

米穀需給調節特別會計法中改正法律案特別委員

- 公爵 山 縣 有 道 君
- 子爵 井 上 匡 四 郎 君
- 子爵 片 桐 貞 央 君
- 眞 野 文 二 君
- 男爵 三 須 精 一 君

- 山之内 一 次 君
- 内 藤 久 寛 君
- 土 田 萬 助 君
- 絲 原 武 太 郎 君

(二) 特別委員會

米穀需給調節特別會計法中改正法律案委員會

第一回

昭和七年九月二日

- 山之内 一 次 君 特別會計ノ將來ニ於ケル増額見込及之ガ損失整理ノ計畫如何
- 長瀬政府委員 出來ルコトナレバ此ノ次ノ通常議會迄ニ根本方策ヲ立案シ適當ナ機會ニ於テ此ノ損  
失整理ニ付テモ大藏當局ニ請求シ度キ考ナリ
- 山之内 一 次 君 此ノ損失ハ將來無制限ニ増額スルヤウ思ハレルガ如何
- 長瀬政府委員 目下ノ處出來ル丈法ノ運用ヲ慎重ニシテ國庫ノ損失ヲ少クスル外ナシ
- 山之内 一 次 君 米價暴騰ノ際賣却シテ利益ヲ擧ゲタルコトアリヤ
- 長瀬政府委員 内地米ニ付テハナシ、大正十三年調節ノ爲外米ヲ賣却シタルコトアリ



- 内藤久寛君 米穀法ハ效果ナシト云フモノアリ又之ガ運用ニ付云々スルモノアリ當局ハ本法ノ將來ニ付如何ニ考ヘラルルヤ
- 長瀬政府委員 米穀法ハ效果ナキモノトハ考ヘズ、然シ之ヲ擴張スルノ意ナシ、只當分繼續シテ更ニ根本方策ヲ定メントス
- 内藤久寛君 三千萬圓ハ如何ニ使用スルヤ
- 長瀬政府委員 三千萬圓ハ臺灣米ノ買入ニ充ツルコトトナリ居レリ
- 糸原武太郎君 米穀法ハ相當ノ效果ヲ舉ゲタルニアラズヤ
- 長瀬政府委員 米ノ値幅ヲ縮少セリ
- 糸原武太郎君 買入價格ハ生産費以上トシ、十一月頃ニ買入レ、産業組合等ニ優先權ヲ與ヘラレタシ又消費者ニハ相當ノ値ニ拂下ゲテハ如何
- 長瀬政府委員 生産費ハ買出動ノ基準ニ加味スルコトトナリ居レルヲ以テ調査シツツアリ、買入ハ最近十二月頃ニ行ヒツツアリ
- 糸原武太郎君 米ノ貸付ヲ實施スレバ消費者ハ一層便利トナルニアラズヤ、消費貸付等ノ關係上將來米ノ保管場所ヲ増加セラルル考アリヤ
- 長瀬政府委員 政府米ノ保管ハ近來地方ニ分散スルノ傾向ヲ示スニ至レリ

○糸原武太郎君 臺灣米買入ノ實施期如何尙臺灣米ノ月別内地移入額及價格如何

○長瀬政府委員 臺灣米ノ買入ハ差當リ此ノ出廻期ヨリ始メタシ

(移入數量及價格ニ付説明ス)

○糸原武太郎君 政府ノ公示スル基準價格ヲ取引所等ノ思惑ニ利用セラレテ相場ヲ抑制スルコトナキ

ヤ

○長瀬政府委員 多少ノ影響アルヤモ不計モ大ナル影響ナカルベシ

○糸原武太郎君 米ノ統計ニ關スル經費ハ現在ノ儘ニテ可ナルヤ

○有馬政府委員 在米高ノ調査ガ從來充分ナラザリシコトニ付テハ遺憾トスル所ニシテ之ニ要スル經費ヲ要求セリ、生産統計等ニ付テモ將來正確ヲ期シタキ考ヘナリ

## 第二回

昭和七年九月二日午後

○子爵片桐貞央君 三千萬圓ノ運用ハ政府ノ隨意ナリヤ

○長瀬政府委員 之ハ臺灣米ノ買入ニ使用スルヲ適正ナリト考フ

○男爵三須精一君 借入金ノ利子ハ郵便貯金ノ利下ニ伴ヒ安クナラザルヤ

○長瀬政府委員 利下ヲ實行シタシ



- 眞野文二君 三千萬圓ハ四億八千萬圓ニ包含サルレバ其ノ取扱ハ如何
- 長瀬政府委員 三千萬圓ノ取扱ハ混同セザル様注意スルノ要アリ政府ノ原案ハ昭和九年末迄ナリシガ衆議院ノ議決ハ無期限ト云フコトノ差アリ
- 眞野文二君 生産費ハ如何ニ之ヲ入ルルヤ
- 眞野文二君 買上ニ依リ果シテ農民ハ救ハレツツアリヤ
- 長瀬政府委員 成ルベク買上時期ヲ早メテ效果ヲ擧ゲ度キ考ヘナリ
- 眞野文二君 買入米ハ生産者ト商人トハ何レガ多キヤ
- 長瀬政府委員 ナルベク生産者ヨリ買入ルル様ニシタシ
- 糸原武太郎君 上下二割ノ幅ヲ今少シク狭クスルコト出來ザルヤ、又東京ニ於ケル物價調ヲ以テ律スルコトハ公平ヲ缺クコトナキヤ否ヤ
- 長瀬政府委員 幅ノ縮少ニ付テハ的確ナル意見ナシ、次ニ買上ハ其地方地方ノ時價ニ依リ買上ヲナス
- 子爵片桐貞央君 率勢米價ヲ廢止スレバ何ヲ標準トシテ賣買ヲ行フヤ
- 長瀬政府委員 米穀事情其ノ他ヲ考慮シテ行フ
- 男爵三須精一君 借入金ノ利子如何

○長瀬政府委員 五分五厘ナリ

第三回

昭和七年九月三日

- 内藤久寛君 三千萬圓ハ臺灣米買入ニ使用セラルルヤ
- 後藤農林大臣 其ノ積リナリ
- 男爵三須精一君 借入金ノ利下ハ如何
- 後藤農林大臣 利下ヲ希望ス
- 男爵三須精一君 損失額及其ノ内容如何
- 長瀬政府委員 答辯ス
- 山之内一次君 三千萬圓ハ如何
- 後藤農林大臣 臺灣米買入ガ認メラレザルトキハ計算ノ上カラ之ヲ除外ス
- 糸原武太郎君 次期議會ニハ成案ヲ提出セラルルヤ
- 後藤農林大臣 必ズ提案スルトハ申シ兼ネルモ成案ヲ得レバ提出シタシ
- 採決ノ結果可決
- 眞野文二君 根本政策研究ノ結果成案ヲ得テ提出セラレンコトヲ希望ス



昭和七年九月三日

米穀需給調節特別會計法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月三日

副委員長 子爵 井上 匡 四 郎

貴族院議長公爵徳川家達殿

○子爵井上匡四郎君 特別會計法中ノ第四條三ノ中ノ三億五千萬圓ヲ四億五千萬圓ニ改ムト云フ政府ノ原案デアリマス、之ヲ衆議院ニ於テ四億八千萬圓ト修正セラレタノデアリマス、ソレト同時ニ本案ニ最モ關係アリマスル所ノ政府案デアル米穀應急施設法案ヲ衆議院ハ否決イタシマシタ、同案ノ附則ニアリマスル所ノ米穀需給調節特別會計法第四條ノ三ニ定ムル最高金額ハ昭和九年度末マデハ四億八千萬圓トスト云フ一項ガアルノデアリマス、此差即チ三千萬圓ヲ特別會計法中ニ加ヘマシテ原案ノ四億五千萬圓ヲ四億八千萬圓ト修正イタシマシタノデアリマス、米穀法ノ質疑應答ニ

先ツ第一ニ現在ノ米穀法ハ果シテ其目的ヲ達シテ居ルカドウカ、政府ハ米穀法ノ目的ハ、米穀ノ數量及市價ノ調節ヲ目的トシテ居ルノデアリマスルガ、此調節ガ豫期ノ如ク行ツテ居ラナイト云フコト

ハ政府モ之ヲ認メルノデアル、併シ此目的ヲ達セザル理由ハ其運用ガ宜シクナカッタト云フコトモ此中ノ大イナル原因ヲシテ居ルノデアル、併シ米穀法ガ全然效果ヲ現ハサナカッタト云フコトハ、是ハ政府ハ認メナイノデアリマシテ、米穀法ノ發動ニ依リマシテ米ノ暴騰暴落ハ之ヲ相當ニ防止シ得來ツタト認メテ居ル、併ナガラ政府モ今日ノ米穀法ヲ以テ、米價ノ調節ヲ徹底的ニ爲シ得ルモノトハ今日ハ認メテ居ラナイノデアリマシテ、今日ノ特別會計ノ増額ヲ要求イタシマシタ所以モ、敢テ同法ヲ擴張シヤウト云フ目的デハナイノデアリマシテ、唯同法ヲ繼續シヤウト云フノ止マルノデアリマス、此徹底的ノ政策ト致シマシテハ、政府ハ一日モ早ク之ヲ考究イタシマシテ、適當ナ案ヲ得次第帝國議會ノ協賛ヲ經タイト考ヘテ居ルノデアツテ、農林省ニ米穀部ト云フモノヲ八月カラ創設イタシマシテ、専ラ此點ノ考究ヲ進メテ居ルト云フ答辯デアリマシタ、次ノ質問ノ大體ハ率勢米價ノ上下二割ニ達シナケレバ米穀法ハ發動ヲ許サナイノデアリマス、此率勢米價ノ上下二割ト云フ幅ガ餘リ廣イノデハナイカ、之ニ對シマシテ政府ハ、此二割ト云フコトヲ定メマシタノハ一般物價ノ指數ヲ調べマシテ、一般物價指數ノ動搖ハ平均カラ一割八分七厘ノ所ニアルノダサウデアリマス、之ヲ達觀イタシマシテ二割ト致シマシス、上下二割ヲ取リマシテ、其範圍以上ニ動イタ場合ニ於テ米穀法ガ發動シテ之ヲ調節スル、即チ米ニ於キマシテモ一般物價ト同ジダケノ動搖ハ之ヲ認メルト云フ趣旨カラ此二割ト云フモノガ決定イタシタノダサウデアリマス、此幅ヲ狭メテ一



割ニスルトカ一割半ニスルトカ云フコトニハ、其基準ニ因ルノデアツテ、現在ニ於テ政府トシテハ之ヲ變更スル意思ハ持つテ居ラナイト云フ答辯デアリマス、其他米ノ最高最低價格ヲ決定イタシマスル資料トシテノ生産費ノ調査及家計費ノ調査、其他需要統計ノ調査、收穫豫想ノ調査、是等ノ調査ハマタ政府ニ於テモ甚ダ不完備ノ點ガアルト云フコトヲ認メテ居ラルルノデアリマス、折角是等ノ調査ヲ完全ニシマシテ、米穀法ノ目的ヲ益々完全ニシタイト云フ答辯デアリマス、新米ガ舊米トナツテ値減リカシ、又數量ノ損失ヲ來スト云フヤウナ點カラ多大ノ損失ヲ來シテ居ルノデアリマス、本年八月一日ノ現在ニ於キマシテハ、約一億七千二百三十餘萬圓ノ損失デアアルノデアリマス、借入金ノ利子從來ハ五分五厘デアツタガ、郵便貯金ノ利子ガ一分二厘引下セラレマシタカラ、預金部ト目下交渉中ニ屬スルモノダサウデアリマス、此衆議院修正ノ如ク四億八千萬圓トシマス、政府ガ特別會計ニ要求イタシマシタ高ヨリ三千萬圓多イ金ガ茲ニ出來ルノデアリマシテ、其場合ニ政府ハ此三千萬圓ヲ如何ニ考ヘルカト云フ質問デアリマス

之ニ對シマシテハ特ニ農林大臣ノ言明ヲ求メタノデアリマス、從來此三千萬圓ト云フモノハ此植民地ノ米ノ買上ノ目的ヲ以テ計上サレタル金デアリマス、又衆議院ニ於テ爲サレタ所ノ米穀法ノ改正ニ於キマシテモ、此意味ガ其改正案ノ中ニモ現ハレテ居ルノデアリマシテ、從テ四億八千萬圓ヲ協賛セラレマシテモ、其三千萬圓ハ決シテ内地ノ米穀調節ノ目的ニハ使ハズシテ、當初ノ目的ノ植民地ノ

米穀ノ買上ニ使フコトヲ言明スルト云フ農林大臣カラノ言明ヲ得タノデアリマス、買上ノ時期ガ不適當デアルト云フヤウナ議論ガ、相當澤山アツタノデアリマス是ハ十一月頃即チ小農、小作人ノ手ニ米ガアル時ニ早ク買上ゲテヤツテ、サウシテ是等ノ小農ヲ救済スルノガ法ノ目的デアアル、勿論政府ハ之ヲ諒ト致シマシテ、其趣旨ニ副フヤウニ努メルト云フコトデアリマス、植民地ニ於ケル公課ハ内地ト比較イタシテ非常ニ低イノデアルカラ、米價ニ付テモ相當ノ考慮ヲ拂ツテ貰ヒタイト云フヤウナ質問、又貯藏ニ關シマシテ、遠イ距離運搬シマシテ貯藏シ、又之ヲ賣出ス場合ニ地方ニ還元シマス場合ニ、遠イ距離ヲ運ンデ又地方ニ運ブト云フコトハ生産者及需要者ノ兩者ノ爲ニ甚ダ不利益デアルカラ、貯藏倉庫ハ成ルタケ地方ニ散在シテ置クヤウニト云フヤウナ希望ノ御質問、是等ニ對シマシテハ、政府ハ何レモ其質問者ノ趣旨ヲ諒トセラレテ居ルノデアリマス、從來ノ米穀法ト云ヒ、又衆議院デ修正ヲ致シマシタ米穀法ト云ヒ、此米穀ノ價格ヲ調節スルト云フコトノ大目的ニハ少シモ反對ハナイノデアリマス、唯此調節スル手段方法ニ付テノ議論デアアルノデアリマシテ從テ此價格ヲ調節スルト云フコトニ付テハドウシテモ政府ニ適當ナル資金ヲ與ヘルト云フコトニ付テハ是ハ米穀法ガ如何ニ決定イタシマシテモ必要ナノデアリマスルカラ、本案ハ米穀法ガ如何ニ決定スルニ拘ラズ審議ヲ進メルノ適當ナルコトヲ認メマシタノデアリマス、而シテ討論ニ移リマシテ、一議員カラ第五十七議會ノ希望決議ガゴザイマシテ其希望決議ハ「第五十六議會ニ於テ米穀資金七



千萬圓ノ増額ヲ議決スルニ當リ米穀法ノ運用ニ付將來深甚ノ注意ヲ拂ハンコトヲ政府ニ警告セリ然ルニ爾來僅々二年ニシテ今復八千萬圓増額ノ已ムナキニ至リタルハ頗ル遺憾ニ堪ヘズ政府ハ今後一層思フ米穀法ノ適正ナル運用ニ致シ其過ヲ三たびセザランコトヲ望ムト云フ希望決議ガ五十九議會ヲ通過シテ居ルノデアリマシテ、斯ノ如ク五十九議會ニ於テ決議ヲ致シタニ拘ハラズ、又今回一億萬圓ノ増額ヲ要求スルト云フコトハ甚ダ遺憾デアルト云フ御議論デアッタノデアリマス、決シテ此増額ニ反對セラレルノデハナイノデアリマスガ、唯此注意ガアルニ拘ラズ、又復之ヲスルト云フコトハ遺憾デアルト云フコトノ御議論デアッタノデアリマス、此農村ノ問題ハ財界ノ問題デアリ、又社會ノ問題デアリマシテ、政府ハ之ニ對シテ種々ノ對策ヲ講ゼラレテ居ルカ、其中心ハ生産物ノ價格維持、殊ニ米價ノ價格維持ガ最モ必要モノデアアル、今日此米價ヲ維持スルコトナクシテ之ヲ放任スルナラバ、殊ニ現在ノ如キ豊年ノ兆ノアル場合ニ於テ、之ヲ調節スベキ政府ニ意思ガナカツタナラバ地方ノ農民ハ將來ニ於テ益々光明ヲ失ツテ著シキ社會問題ヲ起スデアラウカラ、此現政府ノ施設ハ是カ適當ナルモノデアルト云フヤウナ、積極的ノ御意見モアッタノデアリマス、採決ニ入リマシテ全會一致ヲ以テ衆議院ノ修正案ノ通り、即チ米穀需給調節特別會計法中改正法律案ノ第四條ノ中三億五千萬圓ヲ四億八千萬圓ニ改ムト云フコトニ滿場一致ヲ以テ可決シマシタ

○可決

(一) 本 會 議

昭和七年九月一日

米穀法中改正法律案

右本院提案及送付候也

昭和七年八月三十一日

衆議院議長 秋 田 清

貴族院議長公爵 德 川 家 達 殿

○上山滿之進君、  
 何トカシテ此暴騰暴落ニ依テ苦シメラレルノヲ極端ナ場合ニ救ハナケレバナラヌ、而シテ暴騰暴落ノ來ル原因ハ全ク不可抗力デアリマス、天候デアリマス、之ニ備フルガ爲ニ米穀法ト云フモノガ出來タノデ、即チソレヲ買フニシテモ賣ルニシテモ容易ニ賣買スベキモノデナイ、甚シク暴騰暴落シタ場合ニ初メテ米穀法ガ出動スル、斯ウ云フノガ米穀法ノ趣意デアアル、  
 救濟ト米穀政策トハ混同シテハナラヌ、  
 リハ米價ノ暴騰暴落ニ依テ脅カサレルト云フコトハ忍ブベカラザルコトデアリ、耐フベカラザルコトデアアル、其耐フベカラザル苦惱ヲ或ル場合ニ救フト云フノガ米穀政策ノ根本デアアル、



、、、米穀政策ノ其ノ根本ノ基礎ヲ一時ノ應急策ノ爲ニ崩サウト云フコトハ宜クアリマセヌ、  
 、、、今日ノ農村ノ窮境ヲ如何ニスルカ、是ガアルカラ率勢米價ヲ止メナケレバナラ  
 スト云フヤウナ御議論ハ少シ其見當ガ違ツテ居リハシマセヌカト云フコトヲ私ハ申サザルヲ得ナ  
 イ、、、、此米價ノ買入賣渡ニ一定ノ基準ヲ設ケナケレバナラヌト云フコトハ米穀法制定  
 當時カラアツタ論デアリマス、大正十年三月米穀法ガ本院ノ議ニ上リマシタ、、、、其  
 時特別委員ノ小委員會デ希望決議ガ成立チマシタ、實ハ此希望決議ヲ私ガ提案シタト記憶イタシマ  
 ス、其希望決議ハ、米價ノ買入價格及ビ賣出最低價格ニ關シ一定ノ基準ヲ設クルコトヲ努メラレタ  
 シ、、、、基準價格ヲ設ケナケレバナラヌト云フコトハ、既ニ十數年前カラ貴族院ニ於テ眞面  
 目ニ考ヘラレテ居ツタコトデアルト云フコトハ確ナ事實デアリマス、、、、基準  
 設ケナイデ置クト、一般ノ生産者モ消費者モ適從スル所ヲ知ラヌト云フコトハ常ニ相場ガ變動スル  
 ト云フコトデ、大體ハ分ルノデアリマスケレドモ、、、、米ノ買上ト、ソレカラ議  
 員ノ選舉ト云フコトハ何カ關係ガアリサウニ思ハレル事實ガアリマス、、、、大正  
 十二年ノ二月ニ米ヲ買ヒマシタ、其九月ニハ府縣會議員ノ總選舉ガアリマシタ、十三年ノ四月ニ買  
 ヒマシタ、其十三年ノ五月ニハ衆議院議員總選舉ガアリマシタ、昭和二年ノ九月ニ買ヒマシタ、其  
 即チ九月ニハ府縣會議員ノ總選舉ガアリマシタ、翌三年ノ二月ニハ衆議院議員ノ總選舉ガアリマシ

タ、其年ニハ九月、十一月、十二月ト引ツカケテ三遍買ツテ居リマス、昭和四年ノ四月ニ買ヒマシ  
 タ、此時……昭和四年ノ四月五月ハ町村會議員ノ總選舉デアリマス、其翌年ノ二月ニハ衆議院議  
 員ノ總選舉ガアリマシタ、、、、私ハ時ノ當局者ガ總選舉ヲ目標ニシテ米ノ買入レ  
 ヲシタトハ斷言致シマセヌ、ケレドモ六遍ガ六遍サウ云フ姿ニナツテ居ルト云フコトニ對シテハ、  
 私之ヲ雲煙過眼視スルコトハ出來ナイ、、、、勿論意識的ニ當時ノ當局者ガヤツタノ  
 デハアリマスマイ、ケレドモ潜在意識ト云フモノガアルサウデアリマスカラ、何カチヨツトサウ云  
 フ微妙ナ働キガ此處ニ動イタノデアラウカト思ハレルデアリマス、、、、次ニ伺  
 ヒタイコトハ、大體衆議院デハ目下ノ……今日ノ米價ヲ安イト云ツタノデアリマスカ、高イト思  
 ヲテ居ルノデアリマスカ、、、、米價ハ一般物價ノ標準デ高低シテ居レバ宜シイ、  
 、、、一般物價ノ總平均ノ割合ニ米價ガ居レバ、先ヅ需要者モ供給者モ、満足デハ  
 アリマスマイガ不満足ナガラ我慢シナケレバナラヌモノデアル、、、、米價ハ何故ニ一般物價ノ平均  
 ノ率勢米價ノ根本ニナツテ居ルノデアリマス、、、、率勢米價ノ平均  
 ヲリモ高クナケレバナラヌカ、之ニ付テ何カ審議ガアリマシタカ、、、、率勢米價  
 ヲ止メタラドウシヤウト云フノデアリマスカ、矢張り一昨年以前ノ何ニモ基準ナクシテヤツテ居タ  
 時ト同ジヤウニボカボカト思ヒ出シ次第ニ買ハウト斯ウ云フノデアリマセウカ、、、、







昭和七年九月二日

- 上山滿之進君 率勢米價ノ規定ハ削除スレバ臺灣米買入ノ規定ヲ設ケズトモ買入レ得ルニアラズヤ
- 長瀬政府委員 左様ニ解釋ス
- 子爵東園基光君 交換トハ如何ナル意味ナルヤ
- 荷見課長 交換トハ民法上ノ交換ニシテ米穀法ニ依ル交換ハ未ダ一回モ實行シタルコトナシ
- 菅原通敬君 本改正案ニ依リ應急施設法ノ目的ハ全部達シ得ラルルヤ
- 松村政府委員 此ノ案ニ依リ米穀ニ對スル效果ヲ期待スル意思ナシ
- 菅原通敬君 米穀貯藏獎勵助成ノ獎勵金ハ如何ニスルヤ
- 荷見課長 豫算ガ通過スレバ法律ノ規定ハナクトモ獎勵上差支ナシ
- 内田重成君 下値二割ヲ今少シ緩和スルノ途ナキヤ
- 松村政府委員 勅令ノ改正ハ可能ナルモ今ノ處改正スルノ意思ナシ
- 内田重成君 粟ノ關稅ヲ上グレバ鮮人ニ米食ヲ獎勵シ贅澤ヲ覺エサスル結果トナラズヤ
- 松村政府委員 粟ヲ食ヒ米ヲ内地ニ移出スル爲内地米價ニ及ボス影響少カラズ
- 内田重成君 開墾獎勵ト米穀政策トハ矛盾スルコトナキヤ

- 松村政府委員 需給ノ大局ヲ紊ス虞ナシ
- 山上岩二君 農村救済上米穀法ニ關スル提案ハ緩慢ナラズヤ
- 松村政府委員 此ノ出來秋ノ對策トシテハ遺憾ナキ考ヘナリ
- 馬場鏐一君 粟ニ關スル規定ハ必要ナラズヤ
- 松村政府委員 然リ
- 馬場鏐一君 應急施設法ノ第三條ハ賣買價格ヲ時價ニ準據スル意味ナルヤ
- 荷見課長 基準價格ノ規定ガ削除サレタリトスレバ此ノ規定ナシトモ目的ハ達シ得ラルベシ、主ナル目的月別平均的ニ移入スルニ在ルヲ以テ只氣持ヲ異ニスルノミナリ
- 馬場鏐一君 第四條第三條ハ必要ナル規定ナリト認メ差支ナキヤ
- 松村政府委員 然リ
- 馬場鏐一君 昨年ノ生産費ハ不完全ナリシヤ
- 荷見課長 昨年ハ中途ヨリ調査ニ着手セリ
- 馬場鏐一君 昨年ノ生産費ハ參考トスルニ足ラザルヤ
- 松村政府委員 參考ニモナラザルモノトハ考ヘズ
- 馬場鏐一君 最低價格ハ生産費ヲ償フ能ハザルモノト考ヘラルルヤ



- 松村政府委員 生産費ト下値二割トノ間ニ於テ適當ニ斟酌シ得ルコトトナリ居レリ
- 馬場鏐一君 今日ノ最低價格ト生産費トノ開キヲ如何ニ見ラルルヤ
- 松村政府委員 最低價格ハ低キモノト考ヘラル
- 菅原通敬君 買入價格ト最低價格トハ如何ナル鈞合ニナレルヤ
- 荷見課長 答辯ス
- 菅原通敬君 基準價格、最低價格、買入價格ト對照シタルモノアリヤ
- 荷見課長 基準價格ト買入總平均價格、米ノ格差等提出シ得ベシ
- 上山滿之進君 今日ノ米價ハ相當ナルヤ否ヤ
- 松村政府委員 適當ナル基準内ニ在ル米價ハ適當ナリト考フ
- 上山滿之進君 一定ノ基準ニ依リ幾何ナレバ適當ナル米價ナリト云フ定見ヲ有スルコトハ米穀政策上最モ重要ノコトナリ
- 松村政府委員 定見ハ社會事情、經濟事情等ニ依リ斟酌スルノ要アリト考ヘラル
- 上山滿之進君 米價ガ生産費ヲ割ルコトアルトモ場合ニ依リテハ己ムヲ得ザルコトアルベシ
- 内田重成君 米價ニ付テハ生産費ノミナラズ農家ノ生計費ヲモ考慮ニ入ルルノ要アリ
- 後藤農林大臣 生産費ヲ算出スルニハ農家ノ家計費ヲモ考ヘテ計算スベキモノナリトノ意見ナリヤ

- 内田重成君 サウ云フ積リ
- 後藤農林大臣 生産費ヲ加味シテ基準價格ヲ決定スルトキニ考慮シタシ

第二回

昭和七年九月三日

- 馬場鏐一君 昨年ノ生産費ハ充分ナラズトモ兎ニ角生産費ハ調査シアルモノト解シテ可ナリヤ
  - 後藤農林大臣 ソレヲ直ニ法律ガ命ズル生産費ナリトシテ之ヲ取レルト判斷サレルヤ否ヤ少シク疑問ナリ
  - 馬場鏐一君 命令ニシタル趣旨ガ其處ニ在リトスレバ昨年ノ生産費ハ實在スルモノト考ヘ宜敷ヤ
  - 後藤農林大臣 勅令ニ基キ一應調ベタルヲ以テ、サウ云フモノガ在ルト云フコトニ到達スルコトト考ヘラル
- (午後懇談會ヲ開ク)
- 子爵東園基光君 「第一條ニ左ノ一項ヲ加フル」トアルヲ全部削除ス
  - 其ノ代リニ「政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サムトスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サムトスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得」ヲ入ル次ニ第四條及第五條削除トアルヲ削除シ
- 「昭和六年法律第三十一號附則第二項ヲ削ル」トアルヲ全部削除シ



附則ノ「政府ハ當分ノ内本法ニ依リ朝鮮及臺灣ニ於テ各其ノ地ノ産米ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得」トアルヲ全部削除ス

附則ノ第一ニ入ルルハ「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」第二項「本法施行ノ日ヨリ昭和八年十二月末日ニ至ル迄ハ第四條ノ最低價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル」第三項「政府ハ當分ノ内朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得、此ノ場合ニ於ケル買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム」第四項「政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ移入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得」之ハ衆議院提出案ト同ジ、次ニ「本法ニ依ル米穀ノ貸付並ニ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム」ト修正ス

○上山滿之進君 昭和八年十二月末日迄最低價格ヲ停止シテ生産費ヲ以テ之ニ代ヘルコトニハ賛成シ難シ

○馬場鉄一君 東園子爵ノ修正案ニ賛成ス、但シ最高價格ノ方ハ當分存置スルモノト解シテ賛成ス

○子爵東園基光君 馬場君ノ御話ノ點ハ其ノ意味ノ通りナリ

○小松原謙次郎君 東園子爵ノ提案ニ賛成

○菅原通敬君 東園子爵ノ意見ニ賛成ス

○侯爵佐々木行忠君 賛成

○内田重成君 米穀生産費ヲ基準トスル第二項ニ付テハ賛成シ難シ

○子爵岡部長景君 東園子爵ノ提案ニ賛成ス尙農林大臣モ之ヲ承認セラレンコトヲ希望ス

○修正案ノ附則第二項ヲ除キ全部可決

○附則第二項可決

(三) 本 會 議

昭和七年九月三日

米穀法中改正法律案

右別冊ノ通修正議決セリ依テ及報告候也

昭和七年九月三日

副委員長 男爵 稻 田 昌 植

貴族院議長公爵 德 川 家 達 殿

(小字及——委員會修正)



米穀法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

政府ハ災害救助其ノ他緊急ノ必要アリト認ムルトキハ市町村ニ對シ其ノ貯藏ニ係ル米穀ヲ有償若ハ無償ニテ交付シ又ハ一定ノ期間ヲ限リ貸付ヲ爲スコトヲ得

第四條 削除

第五條 削除

昭和六年法律第三十一號附則第二項ヲ削ル

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ内本法ニ依リ朝鮮及臺灣ニ於テ其ノ地ノ産米ノ買入、賣渡、交換、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得

本法施行ノ日ヨリ昭和八年十二月末日ニ至ル迄ハ第四條ノ最低價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル

政府ハ當分ノ内朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ月別平均的ナラシムル爲メ勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲メ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

本法ニ依ル米穀ノ交付又ハ貸付竝ニ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

(男爵稻田昌植君演壇ニ登ル)

○男爵稻田昌植君 大體ノ筋道ハ、政府提出、衆議院デ否決ニナリマシタ米穀應急施設法中米穀本法ニ取入レマシテ差支ナキモノハ、總テ委員會ニ於テ之ヲ取入レマシタノデアリマス、又衆議院デ挿入サレマシタ條文中、或モノハ削除シ或モノハ其儘殘シマシタノデアリマス、問題ノ牽勢米價ハ原則ト致シマシテ之ヲ復活セシメ、ソレニ對シ例外的規定ヲ以テ或制限ヲ之ニ加ヘマシタノデアリマス、是ガ委員會ノ修正案ノ大綱デアリマス

米穀應急施設法中ノ「米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得」云々ノ條項、是ハ修正案ニ於テ政府原案ヲ復活イタシマシタノデアリマス、而シテ衆議院ガ挿入サレマシタ「災害救助其ノ他緊急ノ必要アリト認ムルトキハ」云々、アノ條項ハ削除イタシマシタノデアリマス、其理由ハ米穀本法ハ市



價ノ調節ヲ本體ト致シテ居リマスルノデ其目的ト反シマスル社會事業ノ性質ヲ持ツテ居リマスル災害救助ノ如キモノヲ此本法中ニ挿入イタシマスコトハ、異ツタモノガ一ツノ法律案ノ中ニ入り、且ツ市町村ニ無償デ米ヲ交付スルト云フ時ハ、非常ノ混亂ヲ來ス虞レナキニシモアラズ、從テ調節ノ本旨ニ反スルト認メマシタノデ、此條項ハ削除イタシマシタノデアリマス、衆議院送付、原案ノ第四條、第五條及昭和六年法律第三十一號附則第二項ヲ削ル、此三ツノ削除ハ即チ率勢米價ニ關スルコトデアリマス、之ヲ本委員會ニ於テハ復活イタシマシタノデアリマス、其理由ハ米價ニ關シマシテハ一定ノ基準ハ、如何ナル方面カラ考ヘマシテモ必要デアルトノ理由ニ依リマシテ米穀本法ニ於キマスル第四條、第五條及附則ヲ復活イタサセマシタノデアリマス、但シ現在ノ規定ニ依リマスル所謂率勢米價ニ依リマスル……或ハ正確ニ申シマスレバ、率勢米價ノミニ依リマスル米價ハ、生産費ヲ割ルコト可ナリ甚ダシキモノガアリマスルガ爲ニ、目下ノ率勢米價ノミニ依リマスル米價決定ノ不備ヲ補フ爲ニ、茲ニ更ニ之ニ對シテ例外規定ヲ設ケテソレヲ昭和八年十二月末日迄此原則ニ依ラズシテ、生産費ニ之ヲ依ルコトヲ要スト書キマシタ理由デアリマス、現在ノ杞憂ヲ救フ理由ト何等カノ基準ヲ必要トスルト云フ二ツノ理由ハ、生産費ニ基準ヲ置クベシト云フ結論ニナリマシタノデアリマス、而シテ之ヲ昭和八年十二月末日致シマシタル理由ハ斯ノ如キ例外規定ハ出來ルダケ短期間ニスベシト云フ一方ニ議論ガアリ、且來年ノ米ノ買入レニ迄或保證ヲヤルベシト云

フ延長論モアリ、種々是ハ議論ノ生シマシタ所デアリマスルガ來年末日迄ノ期限ニ一應イタシマシテ置キマス時ハ其間ニ現在政府ニ於テ調査ヲナスツテ居ラレマス生産費ニ關スルヨリ正確ナル統計モ算出サレルデアリマセウシ、且更ニ別個ニ於テ米穀法ニ關スル……米穀政策ニ關スル根本策ノ樹立モ或ハ此期間中ニハ見ラレルノデハナイカト云フ考慮ノ下ニ昭和八年十二月末日マデト致シマシタノデアリマス

附則ニ於キマシテ朝鮮米ヲ主ト致シマスル月別輸入及粟ノ關稅ニ關シテノ項目モ挿入イタシテ居リマス、是ハ殆ド全部全文衆議院ノ挿入サレマシタ條文ト同ジデアリマス

○可決

○議長（公爵徳川家達君）書記官ヲシテ報告致サセマス

本日衆議院ヨリ左ノ衆議院提出案ニ付同院ニ於テ本院ノ修正ニ同意セザルコトニ決議シタル旨ヲ以テ兩院協議會ヲ開クノ請求ヲ受ケ又同時ニ同院ヨリ協議委員ノ數ヲ十名ト爲スニ決シタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

米穀法中改正法律案

○議長（公爵徳川家達君）過半數ト認メマス、兩院協議員ノ氏名ヲ御報告ニ及ビマス、書記官ヲシ



○テ朗讀イタサセマス

米穀法中改正法律案、農村負債整理組合法案兩院協議委員

侯爵 佐佐木行忠君	子爵 井上匡四郎君
子爵 八條隆正君	男爵 斯波忠三郎君
小松謙次郎君	石渡敏一君
藤田四郎君	松本烝治君
菅原通敬君	馬場鏌一君

本會議

昭和七年九月四日

○副議長（公爵近衛文磨君）書記官ヲシテ報告ヲ致サセマス

本日米穀法中改正法律案農村負債整理組合法案兩院協議委員正副議長互選ノ結果左ノ如ク當選セリ

議長 侯爵 佐佐木行忠君
副議長 子爵 井上匡四郎君

○議長（公爵徳川家達君）是ヨリ書記官ヲシテ諸般ノ報告ヲ致サセマス

本日兩院協議委員議長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

米穀法中改正法律案、農村負債整理組合法案兩院協議會成案成立報告書

本日衆議院ヨリ左ノ兩院協議會成案ヲ受領セリ

米穀法中改正法律案

農村負債整理組合法案

本院ハ米穀法中改正法律案兩院協議會ノ成案ヲ可決セリ因テ議院法第五十六條ニ依リ及送付候也

昭和七年九月四日

衆議院議長 秋田 清

貴族院議長公爵 徳川 家達 殿

米穀法中改正法律案兩院協議會成案

貴族院議決案中附則第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

前項ノ米穀生産費ハ米穀委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム







○馬場鎮一君 貴族院ニ於テモ根本對策ハ成ルベク次ノ議會ニ提案シタキ旨總理大臣ヨリモ答辯アリタリ、併シ其ノ對策ハ未知數ナリ故ニ根本策ガ決定スル迄四條五條ノ規定ヲ存置スルノ必要ヲ認ムル所以ナリ

然レドモ今日ノ最低價格ガ低ク過ギルコトハ何人モ疑ヒナキ所ニシテ米價ガ生産費ヲ割リタル場合ハ買上ノ必要アルヲ以テ生産費ヲ以テ最低價格ヲ押ヘルコトトセリ

次ニ貸付ヲシテ安全、便利ナラシムル爲ニ道府縣ニ貸付クルコトトセリ

○砂田重政君 災害ノ如キハ全道府縣ニ亘ラズシテ一局部ニ於テ起ルコトアルヲ以テ貸付ノ主體ハ先ヅ市町村トシ尙道府縣ヲ加フルコトニ付テハ異存ナシ、次ニ率勢米價ハ今日農村ノ實情ニ適合セザル規定ナリ

生産費調査モ充分ナルモノニアラズ又的確ナル生産費ハ一年ヤ二年ヲ以テ調査出來ルモノニアラザルヲ以テ農林當局ガ米穀委員會其ノ他ニ協議シテ決定セラルルナレバ異存ナシ

○馬場鎮一君 米穀法本來ノ立前上安全ナル方法ヲ撰ビ其ノ本體ヲ崩サヌ様ニスルコトヲ考慮シテ貸付ハ道府縣ニ對シ之ヲ爲シ得ルコト、セリ、次ニ生産費ハ完全ナルモノニハアラザルモ兎ニ角農林省ノ直營ニ依リ調査シタルモノナルヲ以テ之ニ準據シ發動ノ基礎トシテ狙フノニハ間ニ合セナレドモ全ク無軌道ナルヨリモ一般モ安心シ又發動モ容易ナリト考ヘラル

○東 武君 率勢米價ガアル爲ニ一般米價ガ之ニ誘導セラレテ低下スルコトハ生産者ノ爲甚ダ遺憾ナリ

○砂田重政君 貸付ノ主體ハ市町村トスルモ危険ナシ

○馬場鎮一君 貴族院ノ委員會ニ於テハ貸付ニ伴フ弊害アル故ヲ以テ反對意見モ相當アリタリ

○砂田重政君 貸付ノ場合ヲ局限スレバ弊害ヲ除去シ得ベシ

○東 武君 今年ノ生産費ハ昭和六年ノ生産費ヨリ高キ見込ナリヤ低キ見込ナリヤ

○後藤農林大臣 未ダ分明セズ

○砂田重政君 貴族院ノ修正ヲ假リニ認ムルトセバ生産費ハ昨年ノ調ヲ其儘實施セラルル意味ナリヤ

○後藤農林大臣 昨年ノ調査ニ依リ重要ニ考慮シ米穀委員會ノ議モ經テ決定ス

○砂田重政君 考慮ノ範圍如何

○後藤農林大臣 随分高キモノ又ハ低キモノ等ニ付テハ相當考慮ヲ要スル點ナラント考ヘラル

○東 武君 今年ノ生産費ハ昨年ヨリ低シト思ハルルガ如何

○後藤農林大臣 斷定シ難シ

○砂田重政君 生産費ノ平均ヲ產出スル際ニ除外スベキ高キモノ又ハ低キモノニ付テハ充分ナル考慮

ヲ拂ハザレバ非常ナル危険ノ伴フモノト考ヘラル



○島田俊雄君 米穀政策ノ根本方針ノ確立ニ伴ヒ米穀法ハ遠カラズ廢止セラルベキ運命ニアルモノトシテ衆議院ニ於テ非常時局ニ際シテハ米穀ヲ或ハ無償ニテ市町村ニ交付シ得ルモノトシテ立案セシ次第ナルガ根本策ニ關スル政府ノ言明ヲ希望ス

○後藤農林大臣 何時成案ヲ得ルヤニ付テハ明言出來ザルモ其ノ成案ヲ得ル迄ハ現行法ニ依ル外ナシ

○島田俊雄君 出來ルダケ早ク試ミタク考ヘ居レリ  
(懇談會ノ後各三名ツツノ委員ヲ舉ゲテ小委員會ヲ開ク)

(小委員 森 恪君 島田 俊雄君  
山崎 達之 輔君 斯波 男爵  
小 松君 馬 場君)

○島田俊雄君 小委員會ニ於テ、米穀法中改正法律案ニ付テハ、附則ノ第三項ニ「前項ノ米穀生産費ハ米穀委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム」ト云フ一項ヲ加フルコトニ意見一致セリ  
○小委員會案可決

### 第五 法律公布

一 米穀需給調節特別會計法中改正法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル米穀需給調節特別會計法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和七年九月六日

内閣總理大臣 子爵 齋 藤 實  
大藏 大臣 高 橋 是 清  
農林 大臣 後 藤 文 夫

法律第二十七號

米穀需給調節特別會計法中左ノ通改正ス  
第四條ノ三中「三億五千萬圓」ヲ「四億八千萬圓」ニ改ム

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス (九月七日公布)

二 米穀法中改正法律

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル米穀法中改正法律ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

昭和七年九月七日



內閣總理大臣 子爵 齋藤 實  
大藏大臣 高橋 是  
農林大臣 後藤 文夫

法律第三十四號

米穀法中左ノ通改正ス

第一條ニ左ノ一項ヲ加フ

政府ハ米穀ノ買換ヲ爲サントスル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ買換ニ代ヘ買換ノ爲賣渡ヲ爲サントスル米穀ヲ道府縣ニ對シ貸付スルコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

本法施行ノ日ヨリ昭和八年十二月末日ニ至ル迄ハ第四條ノ最低價格ハ第五條ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル米穀生産費ニ依ル

前項ノ米穀生産費ハ米穀委員會ニ諮問シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ內朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買入又ハ賣渡ハ時價ニ

準據シテ之ヲ定ム

政府ハ當分ノ內米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得  
本法ニ依ル米穀ノ貸付並ニ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ニ關スル一切ノ歲入歲出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

(九月八日公布)

第六 請 願

一 貴 族 院

(一) 農村救済ニ關スル件

福岡縣宗像郡東郷町宗像郡農會長 花 田 實呈出

右ノ請願ハ農村ノ疲弊今ヤ其ノ極ニ達シ前途甚ダ憂慮ニ堪ヘザルモノアルハ畢竟負擔ノ過重ト農產物暴落トニ外ナラザルニ依リ政府ニ於テ農家ノ負債整理、米穀政策ノ確立、農家ノ負擔輕減、農產物價格ノ引上、農業政策ノ改善、農產物關稅ノ引上、醫療機關ノ設置等請願人所案ノ如ク實行セラレ以テ之ヲ救済セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議



院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

(二) 農村救済ニ關スル件

岡山縣都窪郡加茂村長 小野嘉四郎外十五名呈出

右ノ請願ハ農村ノ疲弊ハ已ニ窮迫ノ状態ニ在リテ到底自力更生ハ不可能ナルニ依リ政府ニ於テ匡救ノ對策トシテ市町村義務教育國庫負擔法第二條ノ金額ヲ一億五千萬圓ニ増額、町村請負ニ依ル國府縣道及ビ河川改修事業等ノ著手、町村道新設改修費ニ對スル四分ノ三以上ノ補助、借入中ノ低利資金償還ノ延期及ビ利率ノ低減、米穀法ヲ改正シテ米價ノ調節、肥料ノ國家管理等請願人等所案ノ如ク施行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

(三) 農村救済ニ關スル件

三重縣一志郡川口村農前川定外百九十四名呈出

右ノ請願ハ農村ノ不況益々深刻ヲ極メ到底自力更生ノ望ナク今ニシテ匡救セザレバ向後思想上憂慮スベキモノアルニ依リ政府ニ於テ農家負債整理ノ爲メ相當巨額ノ低利資金ノ長期簡易融通、義務教育費ノ全額國庫負擔、農産物價格ノ引上、大土木事業ノ國費經營等ヲ實行シ以テ農村ヲ救済セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

(四) 農村救済ニ關スル件

兵庫縣宍粟郡千種村商植田武一外百九十六名呈出

右ノ請願ハ農村ノ疲弊甚シク今ヤ窮極ノ状態ナルヲ以テ系統農會ノ決議ニ依リ要望セル農家負債整理、農産物價格ノ引上、農家負擔輕減等農村救済非常對策ヲ速ニ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也



昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

(五) 農商工業者救済ノ件

長野縣小縣郡丸子町商谷仲源吾外百十一名呈出

右ノ請願ハ財界ノ不況其ノ極ニ達シ思想上深憂ニ堪ヘザルニ依リ政府ニ於テ勸業銀行等ノ債務償還ヲ三年間猶豫、一般ノ負債整理、失業救済ノ土木事業、國民負擔ノ輕減、中小農工商業者ニ低利資金ノ簡易融通、政府米ノ半價額配給、小學校教員俸給全額國庫支辨、町村費中ノ國庫補助、滿蒙移住費ノ補助等ヲ實行セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

(六) 山村住民救済ニ關スル件

岐阜縣武儀郡下牧村農高橋鯛治郎外九名呈出

右ノ請願ハ木材及ビ繭價ハ暴落シ山村住民ノ窮狀甚シク到底自力更生モ望ミ難ク思想上深憂ニ堪ヘザルニ依リ政府ニ於テ負債ノ整理、通貨流通ノ圓滑、林業制度ヲ改正シテ林木保護價格ノ調節、公課負擔ノ輕減、山村振興補助制ノ擴張、繭價維持方法ノ制定、政府貯藏米ノ廉賣等請願人等所案ノ如キ救済方法ヲ講セラレタシトノ旨趣ニシテ貴族院ハ願意ノ大體ハ採擇スベキモノト議決致候因テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及送付候也

昭和七年 月 日

貴族院議長 公爵 徳川 家 達

内閣總理大臣子爵 齋藤 實殿

二 衆 議 院

(一) 農村救済ニ關スル請願

富山縣西礪波郡西五位村大字土屋四千七百二番地

堀澤 紋三郎 呈出

外六六件



右請願ノ要旨ハ刻下ニ於ケル農村經濟窮迫ノ實情ハ眞ニ筆舌ノ及バザル所ニシテ其ノ慘狀寔ニ略ルニ忍ビザルモノアリ故ニ之ガ救濟ノ途ヲ講ズルハ喫緊ノ必要事ニ屬ス依テ政府ハ農產物生産費補償制度ノ確立農家ノ負擔輕減竝農村負債整理ノ諸問題ニ對シ斷乎タル對策ヲ樹立シ以テ之ガ實現ヲ期セラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

(二) 農村救濟政策ニ關スル請願

福岡縣宗像郡東郷町大字東郷九百二十三番地ノ一

宗像郡農會長 花 田 實 呈出

(紹介議員 原 口 初 太 郎君)

右請願ノ趣旨ハ今ヤ農村ハ財界ノ不況ニ因リ農產物價格ハ暴落シ負債ハ山積シ爲ニ悲境ニ沈淪シツツアリ依テ政府ハ農家ノ負債整理負擔輕減ヲ計リ農產物價格引上及農產物關稅ノ引上ヲ行ヒ更ニ進ンデ農業政策ノ改善ヲ期シ農村救濟ノ實ヲ舉ゲラレタシト謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ因リ別冊及御送付候也

(三) 農村匡救策ニ關スル請願

廣島縣比婆郡久代村長 高 坂 穩 外二名呈出

(紹介議員 森田福市君)

外五件

右請願ノ要旨ハ現下農村ノ窮迫ハ實ニ言語ニ絶シ今ニシテ機宜ノ匡救策ヲ樹立スルニ非ザレバ國家ノ前途深憂ニ堪ヘザルモノアリ依テ政府ハ農民負擔ノ輕減農村負債ノ整理農產物價格ノ引上ノ三大救濟策ヲ樹立シ速ニ現下農村ヲ救濟セラレタシト謂フニ在リ  
衆議院ハ其趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

(四) 山村住民救濟ニ關スル請願

岐阜縣武儀郡上之保村 河 江 藤 六 外十九名

(紹介議員 匹田銳吉君)

外一〇件

右請願ノ要旨ハ今ヤ山村ニ於ケル住民ハ極度ノ窮迫ニ陥レリ依テ政府ハ之ガ救濟ノ爲負債整理及通貨流通ノ圓滑ヲ圖リ現行林業制度ノ改正竝林木保護及價格ノ調節ヲ爲シ公課負擔ヲ輕減シ蠶業救濟



ノ爲爾價維持方法ヲ制定シ尙政府貯藏米ヲ廉價ヲ以テ直接山村又ハ山村産業組合ニ拂下ゲ以テ山村非常時ノ救済策ヲ講ゼラレタシト謂フニ在リ  
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

(五) 農村應急救済策ニ關スル請願

鳥取縣西伯郡大篠津村二百四十番地

安 田 乙 松 外六百九十二名呈出

(紹介議員 由谷義治君)

右請願ノ要旨ハ鳥取縣下西部地方ハ水田面積極メテ狭少ナル爲養蠶ヲ主トシ米麥ハ他ヨリ之ヲ求メ居ル狀況ナリ然ルニ繭價ノ崩落ニ依リ農民ノ窮狀其ノ極ニ達シ最低限度ノ生活費スラ之ヲ得ルコト能ハザルノ状態ニ在リ依テ同地方應急救済策トシテ速ニ政府米ノ無償即時配給無擔保無利子資金ノ貸付負債ノ一定年間据置等救済ノ方圖ヲ講ゼラレタシト云フニ在リ  
衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別冊及御送付候也

政府米無償即時配給無擔保無利子資金借受負債一定期間据置ニ關スル請願

一 請願要旨

鳥取縣西部地方窮民ニ對シ特ニ左記要綱ニ依ル應急的救済策ヲ即時實施願上度個願申上マス

- 一 政府米無償即時配給ノコト
- 二 無擔保無利子資金借受ノコト
- 三 負債一定年間据置ノコト

一 請願理由

農村ノ窮乏ト地方小都市ノ經濟的行詰トハ今ヤ天下周知ノ通り從テ政府ニ於カセラレテモ全國的ニ之ガ救済對策ノ實施方ニツキテ專念サル、趣キニ聞及ビマスルガ特ニ我等鳥取縣下西部住民ノ困窮狀況ハ文字通りノ悲慘ソノモノニ急迫サレツ、アリマスルニツキ全國的對策トハ別個ノ弊地方ニ特殊ナル應急救済策ヲ即刻斷行方願上度實狀ヲ具陳シテオ願ニ及ブ次第アリマス  
我ガ鳥取縣下西部地方ハ水田面積極メテ狭少ナル爲米作ヲ特ニ不便不利トスル關係上カネテヨリ我等農民ノ大部分ハ養蠶專業ヲ生活ノ根據トシテ米麥ハ之ヲ他ヨリ購求スルヲ以テ唯一ノ糊口ノ途トシ來ツテイマシタ、從ツテ一昨年來ノ底止スル所ヲ知ラヌ繭價崩落ノ爲メ我等ガ生活ハ根本的ナ破綻ニ陥没シ去リ今ヤ現金ハ一切影ヲ沒シテ萬般ノ生産資金調達ハ思ヒモ及バザルノミナラズ日日ノ最低限度的糊口ノ資タル米粒サヘ事ヲ缺キ正ニ文字通ノ餓死線上ヲ彷徨スルノ悲慘ニ直



面シテイルモノデアリマス  
 故ニ何ヲ措イテモ先ヅ第一ニ米粒ヲ得度莫クバ政府米ヲ以ツテシテ無料配給ノ恩惠ニ浴シ度第二  
 ニハ今後ノ生業ヲ調整スル爲メ必要ナル最少限度の資金ヲ無擔保トシテ國庫ヨリ御融通願ヒタク  
 第三ニハ幸ニ國庫融資ノ恩澤アリトスルモ現在ノマヽニテハ舊來ノ負擔ヲ必ズヤ強制取立ニ會ス  
 ルコト必然ナルヲ以テコノ間ノ事情ヲ憫察下サレ弊地方特殊のナ一切負債ノ一定年間支拂猶豫ノ  
 特典ヲ御實施相願度切望ニ堪ヘヌ次第デアリマス

昭和七年八月 日

鳥取縣西伯郡大篠津村二四〇

安田 乙 松 外六百九十二名

(紹介議員 由谷義治)

(六) 農村窮乏打破ニ關スル請願

東京府北多摩郡立川町三二〇五番地

辯護士 佐藤 吉 熊 外六百八十二名呈出

(紹介議員 杉山元治郎君 外二名)

外十四件

右請願ノ要旨ハ現下財界不況ニヨリ農家ノ疲弊困憊ハ其ノ極ニ達シ農村ハ破滅セントスルノ窮狀ニ  
 陥リツツアリ依テ政府ハ速ニ農村窮乏打破ノ爲農民負債ノ五箇年支拂猶豫令ノ即時斷行、農産資金  
 ノ擔保融通、政府貯藏米無償配給、米農蠶家損失國家補償ヲ行ヒ尙立入禁止土地取上ゲ立毛差押禁  
 止等ヲ實施シ且前記事項ニ關スル法律ヲ制定セラレタシト謂フニ在リ  
 衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別  
 冊及御送付候也

(七) 米穀專賣法制定ノ請願

廣島縣賀茂郡原村

農 佐々木源太郎外十六名 呈出

(紹介議員 山道襄一君)

右請願ノ要旨ハ今ヤ農村ハ米爾價ノ慘落ニ因リ疲弊困憊ハ其ノ極ニ達セリ而シテ農村ヲ匡救振興セ  
 シムルノ途ハ一ニ米價ノ昂騰ヲ策スルノ外ナシト信ズ依テ政府ハ速ニ米穀專賣法ヲ制定シ米ノ生産  
 費ヲ基準トシテ之ヲ買上ゲ且臺鮮米ノ内地移入ヲ制限シ又ハ移入税ヲ課シ農村ヲ匡救セラレタシト  
 謂フニ在リ

衆議院ハ其ノ趣旨ヲ至當ナリト認メ之ヲ採擇スベキモノト議決セリ依テ議院法第六十五條ニ依リ別



冊及御送付候也

衆議院

請願第六九一號

請願書

一 軍國ノ大事ト農村救済ノ爲米穀專賣法御制定アラン事ヲ請願仕候

理由

一 我國農村ガ疲弊困憊ニ陥リタルハ米藪價ノ慘落ニアルコトハ論ヲ俟タズシテ明カナリ而シテ藪ハ貿易品ナレバ外國ノ經濟事狀ニ依リテ常ニ其ノ價格ヲ制セラルルモノナレバ之ガ價格ノ昂騰ヲ策セン事ハ殆ンド不可能ノ事ニ屬ス故ニ藪價ガ現今ノ如ク生産費ニ足ラザルニ至ル時ハ養蠶地ハ漸次米作地ニ轉向スルニ到ル可シ現ニ桑園ヲ倒シテ米作地トナシツツアルノ狀況ナレバ我が農村ニ於ケル生産物ノ主體ハ米作ニアルコト明カナリ即チ米穀ハ農村經濟ノ基本ニシテ之ガ價格ノ騰落ハ直ニ農村興廢ノ分ルル處ナリ然ルニ今日ノ米價ハ其生産費ヲ償フ能ハズ爲ニ農村ハ疲弊困憊ノ極ニ陥リタルモノナレバ之ヲ匡救振興セシムルノ途ハ一ニ米價ノ昂騰ヲ策スルニアルノミナリ之ニ依テ米穀專賣法ヲ制定シ其生産費ヲ基準トシテ之ヲ買上ヲ行フトキハ米價安定シテ農村經濟ヲ強固ニシ自然ニ其窮乏ヲ匡救スルニ至ル可シ仰ギ願クバ市町村土木工事ヲ起スガ如キ一時ヲ糊

塗スル等ノ方法ヲ止メ速ニ米穀專賣法ヲ制定シ今秋ヨリ之ヲ實施セラレンコトヲ翹望仕候

抑モ米價慘落ノ原因ハ臺鮮米ノ内地移入ニ依テ生産過剩トナリ加速度ノ慘落ヲ來タセリ

現今ノ如ク臺鮮米ノ移入無制限ニ繼續スルニ於テハ慘落又慘落内地農村ハ遂ニ破滅スルノ外ナキニ至ル事必セリ何トナレバ臺鮮ハ地價安ク公課少ク生活低ク兵役義務ナク勞金安ク等ノ爲米ノ生産費モ隨テ安ク内地米ノ生産費トハ天地ノ差アリ茲ヲ以テ之ヲ考フル時ハ内地農民ハ臺鮮農民ニ征服セラレ三千年瑞穂ノ國ヲ保持シ來リタル農村ハ遂ニ破滅スルニ至ルコト火ヲ見ルヨリモ明カナリ而シテ我が農村ノ破滅ハ我が軍國ノ破滅ナリ我陸海軍壯丁ノ大部分ハ農村ノ子弟ナリ實ニ農村ハ軍國ノ供給地ナリ農村ノ興廢ハ國家ノ強弱ニ大ナル關係ヲ及ボス事ナレバ内地農村ヲ特ニ保護振展セシムル爲鮮米ノ内地移入ヲ制限シ又ハ移入税ヲ課シテ米穀專賣法效果ヲ大ナラシメラレシ事ヲ懇請仕候希クバ農村ノ慘狀ヲ察シ軍國ノ大事ヲ考ヘ本請願御採擇アランコトヲ謹デ悃願候也

昭和七年八月

廣島縣賀茂郡原村

農 佐々木源太郎 外十六名

(紹介議員 山道裏一)



## 第七 參考事項

昭和七年八月三十一日

## 一 率勢米價廢止は當然

## △………帝農が聲明書發表

現下農村窮乏打開上もつとも緊切たるは米價の向上を策するにあり、故に農會はこれがため、應急處置として、「米穀法を改正し最低價格は米穀生産費を基礎として定むるものとなすこと」その他を數次の會議において決議してこれが實現に努力して來た、しかしてこの目的を達せんがため率勢米價は廢止するの必要あるは當然の事に屬す

## 二 政友會案を檢討す

## 負債整理案と米穀法改正案

昭和七年八月二十八日

東京日日新聞

一 政府の匡救案に極度の不滿を抱ける多くの黨員を抱擁する政友會は、政府の提案をまたずして「負債整理組合中央金庫法案」といふ農村漁村の負債整理を眼目とする法律案を提出し、同時に米穀法中改正法案も提出した、この二法案は何れも政府の匡救策の上を行くもので、政府としては同案に同意することになれば歳出の方面にそれだけの手當をなすか、然らざればこれが運用に必要な財源を見出さねばならず、種々の點において非常な不便を免れないのである。従つて政友會のこの提案を以て、政府及政友會の正面衝突を招來するものとし、時節柄政治的に重大視してゐる向きもある。けれどもかゝる政策内容の相違を審議することこそ議會の機能であつて、この事態を直ちに政治的に見ることに、われ等は賛成し得ないのである。われ等は政友會案と政府のいはゆる整理案とを大略こゝに比較して見る。

二 米穀法改正案の主眼は現行の率勢米價の規定を削除すること、および政府の貯藏米を緊急必要な場合、米穀法によらずして有償もしくは無償にて市町村に交付し、または一定の期間貸付をなすといふのである。次に負債整理案の要點は、先づ整理資金調達のため中央金庫を設置し、同金庫は融通資金を得るため富籤もしくは富籤付債券を發行することが出来るといふのである。しかして中央金庫は出資拂込額の二十倍までこの債券を發行することが出来るから、本法案の規定を參酌すればやがて六億圓以上の債券または富籤を發行して、出資額以外に融通資金を調達することが出来る



のである。政友會中には、この方法によつて二十億にも達する資金を集め農家借金の總額といはるゝ六十億の先づ三分の一を整理しようといふ大きな考へを持つてゐるものもあると傳へられる。

三 以上が極めて大ざつばな政友會案の内容であるが、先づ米穀法改正の件については率勢米價は政友會主張の如く廢止するか、もしくは一時中止して差支ないと思ふ。われ等の本欄で屢々述べた如く率勢米價は米穀生産費及び國民生計費の二つと併せ參酌して米價の基準を定むる一方法であるが他の二つの調査の未了の今日、強ひて此の方法を固執する必要なく、殊に昨今の情勢においては、この率勢米價の規定の存するがために却つて米穀法一部の目的たる農家救済の効果を擧げぬことになる。同法が民政黨内閣のもとに造られたといふ如き行きがゝりは、勿論今日問題とすべきではない。次に貯藏米の貸付制度も有無を平均する極めて尤もの考案といはねばならぬが、たゞ無償交付といふことは固より大きな社會政策であり、仁政であるが、その細則については慎重な研究を要すべきもので、本法の改正と共に、本法において今日一氣に規定し去るべきものではないと思ふ。

四 負債整理案に至つては政府の腹案として知らるゝものは、いはゆる隣保共助を精神とし、かつ自力更正の意氣をもつてこれにあたるといふところに出發點を置き、それに對して政府が低利資金を融通するといふだけであつて、政府が幾何の資金をこれにあてるかさへ今日わかつてゐない。但し政友會案の何十分の一にもならないことは、ほゞ想像されてゐる。政府がかくの如き奮發の出來な

いのは、この資金に充つべき餘裕が最早どこにもないからである。尤も政友會案も融資のないことを前提とすればこそ、富籤または富籤債券の發行を規定してゐるのであるが、政友會案についてはその財源の調達法が突飛であるだけに問題である。政友會案の想像するが如き巨額の資金を低利の債券發行によつて調達することは、木によつて魚を求むるも同じであるから、結局十分に人の射倖心を刺戟すべき富籤付債券、又は富籤によつて全部の額を集ねばならぬことにならう。上記のごとき額に近い金をこの方法によつて求むるとせば、全國にわたる射倖的心理は一時に春と夏が來たやうに、異狀な興奮状態を呈するであらう。けれども、今日はその規模を問はず、從來わが國にては大なる弊害を伴ふものとして儼に禁ぜられてゐたところである。しかるに右のごとき巨額の資金を得るために、突如として大規模の富籤が行はるゝに至らば、その影響はどうであらうか。

さらに救済すべき人々が都會にも田舎にも續出して、結局、負債整理案はたちごつこに終りはしないだらうか。政府の考へもやむを得ないとはいへあまりに消極であるが、政友會案もあまりな風呂敷に世人の常識を首肯させぬであらう。

五 これが政友會によつて起された議會の「難關」と傳へられる事情の原因をなす兩法案である。政友會は如何に絶對多數を有するとはいへ、政友會の立案せる法案に絶對多數の國民意思がバックしてゐるとはいへないであらう。殊に富籤發行の件などについては、われ等は初めて聞かされるの



である。或は富籤付債券の發行については、事實上同様の先例があるといふかも知れないが、同案によつて發行する債券の必然的に非常な低利なことを思へば、この債券に付けられる富籤の額が富籤は債券の比でなく、殆ど富籤同様に射倖心をそゝるものであることは疑ひない。かく見來たれば政友會案は餘りに救済に急にして、鹿を逐ふ獵師山も河も何物をも見ない感がある。これは政友會と雖も少しく靜思すれば心づくであらう。われ等はこの靜思の心情において議會において政府と折衝最も少害可能の中間案を作成すべきことを切にすゝめる。同時に政府が狼狽して議會以外で諒解を求めるといふ如きことを排斥する。

### 三 政府と政友會の米穀對策

昭和七年八月二十八日

時事新報

#### 政府の米穀應急施設法案

政友會が此臨時議會に、農村匡救策として米穀需給特別會計法改正案の外に、米穀應急施設法案を提出した目的は、米穀の維持安定策としては、米穀の出廻り數量を調節する爲めに道府縣の行ふ米穀貯藏助成施設に對し獎勵金を交付すること、及び朝鮮米並に臺灣米の内地移入數量を月別に平

均せしむる爲め、其買入れ及び賣渡しを實行し、之に關聯して粟輸入税の増減免除をなし得ることであつて、其實施期間を今後三箇年とし、米穀需給特別會計の運用資金の限度を、現在の三億五千萬圓より四億八千萬圓に擴張して、之が運用を該合計に託せんとするのである

#### 臺灣米價維持安定の必要

經濟復興の爲め高物價の必要は世界的に承認されてゐる。而して我國の物價は爲替下落の爲に、國際貿易品と國內品との間に開を生じてゐるので、高物價の必要は米の如き國內品に最も緊切である。且つ米價は作柄に依つて暴騰暴落し、豐年の米價總額が凶年より却つて少なく、所謂豐作饑饉の珍現象を呈する常例に鑑み現に全國を通じて稍や良の作柄にして、結局豐作疑ひなかる可しと豫想される本年の米價は、大に維持安定策を必要とするであらう。此意味に於て、政府の應急的施設案は時宜を得たものと稱することが出来ると共に、其方法も大體當を得てゐるが、臺灣米朝鮮米の買入の如きは、一時的の應急對策に止めずして、寧ろ永久的の施設とする必要があらう。從來聊か植民地米薄遇の傾向ありし米價對策は、國家の大局より見て良策ではなく、内地米市價の吊上げ或は其維持安定の爲には、臺灣米を閑却してはならない。臺灣米市價の維持安定は生産地農民の收入増加と生活向上を促す點に於て、内地の米價政策のみの利益ではないであらう。

#### 政友會の米穀法中改正案



政府が應急施設法を以て現行米穀法の不足を補ひ、以て出來秋以後の米價對策とするに對して政友會は別に米穀法改正案を提出した。政府案と政友會案とは、臺灣米の買上げと買上米の地方貸付に於て一致せるも、米穀法の發動に關して政府案が率勢米價に依らんとするに對し、政友會案は此標準を撤去せんとし、又政府買上米の無償交付に途を開かんとするのは、政友會獨特の案である。併し問題の中心が、農村現下の不況を打開する爲め、米穀を維持安定せしむるに在る以上、兩案の扞格は自ら妥協の道が存する筈である。即ち米價の基準として今少し正確合理的なものが發見されるまで、率勢米價を基準とすることは一時中止するを適當とす可く、買上米の無償交付は其社會政策的性質上、米穀法に規定するよりも、内務省が拂下げを受けて地方に無償交付するなども一法であらう。尙政友會の一部有志より提案された米專賣法案に至つては其趣旨は兎に角として、實行上の難點を如何に克服するか、何れにしても臨時議會の問題には不適當であらう。

#### 四 政友會のひた押

##### 米穀案の經過

昭和七年九月一日

大阪朝日新聞

一

政府と政友會と對立のまゝ、空しく數日を経過した、問題の米穀法改正案はついに政友會の主張通り衆議院可決となり、直ちにこれを貴族院に回付してその審議に付することになつた。問題それ自體としては、政府と政友會とのあいだに充分の妥協の餘地を存してゐるにかゝはらず、今日のやうな成行を示すにいたつたのは、まづたく他の政治的理由による政友會内部の反政府熱とその策動のため、たまたまこの問題が人身御供にあげられたかたちになつたのである。

政友會では、頻りに率勢米價が將來とても農村の徹底的不利に歸するやうに宣傳してゐるが、これは先月三十日の本欄において既に指摘したごとく理由のない事であり、また民政黨農政會でもその後に發表したやうに率勢米價に單に米穀法の本條を施行するまでの暫定的規定に過ぎないのである。しかるに政友會では率勢米價の不當を高唱しながら、その實は米穀法の第四條及び第五條に規定された基準價格制度をも同時に撤廢せんとするものであり、その主張と政友會單獨提出の米穀法改正案との間には明白な喰違ひがある。

二

政友會が率勢米價の廢止を主張しつゝある唯一の根據はその下値二割が遙かに生産費を下廻り、家は時によりて石三、四圓の損失を忍ばざるを得ないといふ點にある。これは、いかにも率勢米價



の制度が、農民の損失を無視せる消費者本位の立法であるといふ非難に値ひする。しかし、米穀法の本條に規定するところによれば、その上値基準は率勢米價の上値二割と生計費とのあいだにおいて、また下値基準は率勢米價下値二割と生産費とのあいだにおいて、農林大臣が凡ゆる事情を斟酌して決定し、これを米穀調査會の議に付するといふことになつてゐるのである。故にもし政友會の主張するやうに、率勢米價下値二割が生産費を四圓も下廻り、石十八圓の安値に相當するにしても、これは米穀法の本條の規定に従ひ、農林大臣は生産費二十二圓をそのまゝ、米價基準に採用し石二十二圓をもつて米買上に着手することができるのである、つまり現行米穀法に對する不満は、たゞ米穀法の本條の施行が遅延し、その同法附則における率勢米價がいつまでも幅を利かしてゐる點に存する。したがつてこの缺點から一日も早く脱却するためには、米穀法の本條施行に要する生産費、家計調査を促進し、これが完成をみるまで率勢米價一本槍の暫定的便法を中止するほかはなし。

## 三

しかしながら、政友會の主張と自黨提出案とのあいだには大きな距離があつて、その眞意は單に率勢米價の廢止にありや、或は米穀法の本條における基準價格撤廢にありや、その邊のところは頗る曖昧を極めてゐる。かやうに主張の目的明白ならず、ひとり反政府熱のみが頗る旺盛であるといふ

場合に政府が眞面目に問題解決のみを目標に置いて政友會と折衝することなどは到底できるはずがない。この點からいへば、問題解決を困難ならしめた主たる責任は政友會側にあり、今後における同法案の成行如何によりては、或は却つて政府の將來斷行すべき非常手段さへもこれを是認しなくてはならぬやうな自繩自縛に陥るであらう。殊に政友會が率勢米價廢止の聲を大にして、米穀法本來の目的及びその適用に對する農民大衆の認識を誤らしめ、ひそかに政局の有利な轉回を期待しつゝあるやうな態度はあまりに策謀を弄しすぎる嫌ひがある。

## 四

いづれにしても、この問題は既に衆議院を去り、本一日から貴族院の審議をまつことゝなつてゐる。貴族院の大勢が、政友會案に反對であることはいふまでもなく、この場合は貴族院が政府に代りて政友會と何らか折衝を試みることになるであらう。もし政友會が貴族院の意嚮を尊重して雙方妥協の上で成立した修正案に應ずることになれば、貴族院の修正可決せる案は直ちに衆議院の再審議に付され、衆議院の同意によりて成立することになる。若しまた政友會がどこまでも自黨案を固執するやうならば、つひに兩院協議會開催の段取となるべく、今年出來秋を目睫のあいだに控へてゐることゝして、貴族院がこれを有耶無耶に審議未了のうちに葬り去るやうなことはないであらう。要す



るに米穀案を中心に政局がいかにか動いてゆくかは容易に豫断を許さないが、米穀資金の充實、臺鮮米の統制といふ今年出來秋の非常對策を實行不能に陥らせるやうなことは政府、政友會、貴族院のともに大いに慎むべきところである。

## 五 再び妥協を勸告す

### 米穀法に就いて

昭和七年九月三日

時事新報

政府と政友會とが、率勢米價の一項を狭んで對峙したのに對し、吾々は互譲を勸告し且つ妥協の成立を期待したけれども、雙方とも政治家的解決の自覺なくして遂に政友會案即ち米穀買上げの基準として、率勢米價を認めない法案の通過を見るに至つたのである。然るに貴族院は、二つの妥協案を考慮し、(イ) 政友會案を修正して率勢米價の條項を復活し其適用を昭和八年末まで停止するか、或は(ロ) 政友會案を承認し一定期間後、率勢米價よりも適切なる基準を設定するか、二者その一に依つて米穀法發動の事實上の休止より受く可き悪影響を除去せんと努めてゐるのは吾々の多とする所である。過日も本欄に述べた如く、政府、政友會の抗争は手段の末を争つて根本の目的を没す

るものである。思ふに政府は米穀法の發動に一の基準(率勢米價)を求むるに反し、政友會は無基準にて大局よりの發動を主張するのである、無基準の發動を現在の政黨に左右さるゝ政府に托するの危険は、識者の憂慮する所であるから、貴族院は修正か握り潰しかの孰れかを選ぶのであらう。その握り潰しの結果は、政府、政友會の兩修正案が解消さるゝこととなり、臺鮮米調節の途を失ふは勿論、最も肝腎なる買上げ資金充足の緊要事を逸することとなり、自然米の相場に悪影響を及ぼして、修正案提出の目的と正反對の慘果を招かざれば止むまい。一方に、今日の率勢米價は市價よりも二圓數十錢の下値にあつて適用の効果を期し難い事情ありとすれば、そこに暫定基準の妥協を得べき筈であつて、その道を貴族院より教へらるゝ事だけでも雙方面目を失へるものと評し度いのであるが、今は面目や行懸りに囚はれてゐる時ではない、米價維持の同一目的の爲に進んで妥協すべきことを重ねて警告するものである。

## 六 米穀法案の議會通過

昭和七年九月六日

京城日報

政府と政友會が米穀法案中の率勢米價を繞る意見の確執から對立し、ために政局と米穀法そのもの、前途に憂鬱なる暗翳を投じたが結局政友會は自説を固持して率勢米價の條項を完全に抹殺削除



して衆議院を通過せしめ、更に貴族院においては率勢米價の條項を昭和八年十二月末日まで停止する旨の折衷的修正に依つて政府と政友會と雙方の面目を立て右修正案が兩院協議會を通過して漸く米穀法案の成立を見た。其の間、まことに多岐の迂餘曲折を経程して居るとは云へ、貴族院が政府と政友會の對立する異見を克く止揚して米穀法案の議會通過を圖つた事は、それが急迫せる農村對策上重要な法案であり、しかも幾度か流産を傳へられて居た事案であるだけにわれ等は貴族院の努力を尠からずとせねばならぬ。

率勢米價問題を繞る論争の重點は、畢竟するに政友會側において現制下の率勢米價が單に物價指數と米價趨勢からのみ算出するの不當を鳴し、結局之が削除の結論を強調したのに對し、政府側においては、第一に何等の基準なき米穀買上の弊害を擧げ、第二に現制下の率勢米價は實は、暫定的のものであり、近く完成せらるゝ、米の生産費及び一般消費大衆の生計費に關する調査が完成せる曉においては、當然買上基準價格に右生産費と生計費が加味せられるから率勢米價に對する理論上の非難は當然解消すべきであるとの論據に立つて居る。

而して率勢米價の存在意義は、經濟的には正當なる米價維持を企圖せんとするにあり、政治的には米價維持に名を藉る政府の黨略買上げ發動を拘束せんとするに在るのであるか、這般の論争にをいて政府は主として政治的見地から率勢米價制の存置を主張せるに對し政友會は經濟的見地からこれ

が削除説を固持した形である。現制下における率勢米價制が經濟的に見て全く正當なる米價基準を決定すべく理論的にも、實際的にも餘りに無機能である事は、既往の事實に徴すれば明白であり、たとひ早晚米の生産費及び生計費調の完成を見ても、之に依つて正當なる米價基準を決定し得ると速断する事は一の膠見に過ぎず、此の點において政友會の主張には一應の妥當性を認め得るのである。翻つて率勢米價制に内存する政治的意義と、その無軌道式買上に依る弊害とを起想すれば、斯制存置の理由が廢止のそれよりも遙に重大である事も認めざるを得ない。

率勢米價制の存廢事由は何れに在るにせよ、一般國民にとつて重大關係を有するものは率勢米價ではなく米穀法そのものであつた。随つて寧ろ枝葉末節に屬する率勢米價論争から米穀法の成立を危殆に瀕せしめた點に於ては政府も政友會も同罪といはねばならぬ。しかも率勢米價の一時的停止の結果無軌道買上げの弊を説く農相が、差當り買上げに關する無制限權限を賦與せられた事は、何といつても皮肉な奇觀と稱すべきである。

兎もあれ、貴族院の努力によつて米穀法は無事議會を通過し、これによつて本年出來秋から鮮米の買上げも實現せられる結果は、朝鮮に對する經濟上の好響も決して尠しとせぬであらう。國民は新米穀法の運用と效果に對して多大の期待を托すると共に、率勢米價停止期間中における政府の買上發動形式に對して、深甚なる監視を行ふべきである。



## 米穀資料

- 第一號 米穀法ノ沿革
- 第二號 米穀專賣ノ沿革
- 第三號 米穀法ノ沿革(二)
- 第四號 米穀專賣資料
- 第五號 主要國ノ食糧政策ニ關スル資料
- 第六號 米穀政策資料
- 第七號 米穀法案議事錄
- 第八號 第六十三回帝國議會議事錄(米穀關係)



終